



田川大吉郎の政治思想

| | |
|----------|---|
| 著者 | 遠藤 興一 |
| 雑誌名 | 明治学院大学社会学・社会福祉学研究 = The Meiji Gakuin sociology and social welfare review |
| 号 | 138 |
| ページ | 1-62 |
| 発行年 | 2012-03-16 |
| その他のタイトル | Political Thought of Daikichiro TAGAWA |
| URL | http://hdl.handle.net/10723/1130 |

田川大吉郎の政治思想

遠藤興一

はじめに

一 問い続け、説き続けた理念と現実

1 立憲議会主義とは何か

2 議会を中心に展開される政治

3 憲政擁護運動の展開

二 時代と体制に抵抗し続けて

1 対立する思想としての専制政治

2 統制的国家主義の抬頭

3 ファシズム下の闘いかた

おわりに

資料1 大詔の煥發を内奏せられん事を望む

資料2 田川大吉郎に対する陸軍刑法違反

議会は、国民福祉を増進する総意の評決所である。議会を活かして善く働かすれば、国民の総意に叶ふ此の種の計画は必ず適度に遂行されるに至るであらう。それを先づ国内に遂行すべきでないかと謂ふ所に本論があり、社会改革運動があり、議会制度があるのである。

(田川大吉郎『社会改良史論』自序)

はじめに

東京府選出の衆議院議員、田川大吉郎は生涯に一五回選挙に立候補、九回の当選をはたした。いわばプロの政治家であるが、その晩年、つまり昭和一六（一九四一）年一月、七二歳という高齢にもかかわらず陸軍刑法違反により、大阪地方裁判所から禁固四カ月、執行猶予二年の有罪判決をうけている。この裁判における予審調書を見ると、なぜ彼が有罪となったのか、その理由が詳しく記されている。直接の理由は講演活動で語った内容が「造言飛語」に相当し、民心を惑したとされるが、日頃の言動や来歴も有罪となる理由に及んでいる。それらは田川思想と行動を知るうえで参考となる記述であるから、文章の一部を紹介してみたい。治安当局は田川をどのような人物と見たのであろうか。

曩に数回に亘り英、米等の所謂自由主義的諸国を外遊して、之等諸国の文化並に社会政策等に及び、又之

等諸国の基督教宣教師に深く親炙し来れる等の為、其の思想、信仰は著しく英、米のそれに偏向しつつあるやに認められたり。而して本名（田川大吉郎、引用者）は従来英、米等に於ける基督者と同様常に思想、信仰及良心等の自由を主張し、国家権威と雖も此等自由を支配し得ざるものなることを唱へ、又其の平和觀に於ても、我が国多くのプロテスタント派基督者と同様、英米依存的、現状維持的平和觀に固執して、世界の現状に於ける領土、人種及資源等の不平等、不均衡、其の他、之等英米の諸国に於ける非人道的政策並に之を概ね是認しつつある。

立憲議會主義の確立を政治的モットーとし、そのための思想、信仰の自由を重んじる自由主義者、加えて国家神道がまさに国家宗教的な猛威を振いはじめた時期のプロテスタント・キリスト者であった。従って、国家に対する忠誠、献身が国民全てに要求された時代とはそぐわない存在であった。本稿ではこのような政治家が、時代と社会の波に抗し、展開した政治活動の軌跡をたどることにしよう。議員としては常に少数派に属し、その主張が国策に反映したことは少なく、自ら信ずる政治思想の実現に向けて有力な方法、手段を十分に持ち得なかつた人生である。予審調書がとられた時とほぼ時期を同じくして聴取された、私的談話が今日、記録として残されている。そのなかで、「私は失敗者でせう、敗残者でせう」と語る。にもかかわらず、その政治姿勢は生涯一向に改めることをせず、最後まで貫きとおした。結果として国内にとどまることすら許されず、上海に亡命、帰国できなかったのは戦後、昭和二年になってからである。本稿では主に立憲議會主義者としての思想、行動に焦点をしばり、その展開の軌跡を追うことにしたい。

一 問い続け、説き続けた理念と現実

1 立憲議会主義とは何か

立憲主義 (constitutionalism) という政治概念は、一般に支配者の持つ政治権力を憲法のもとで制限する原理を指しているが、その現われかたは歴史上必ずしも一様でなかった。まず、議会主義との関連でいえば、国民の積極的な政治への関与を促すのが議会主義であり、その国民を専制的権力による圧政から保護するのが立憲主義の役割である。いわばデモクラシー以前の政治的統治を示す用語として、立憲主義は西欧ばかりでなく、わが国でも当然の如く採用された政治概念である。立憲主義とは統治権に関する法的拘束を意味し、支配の恣意性を排除する意味を含み、いわば専制政治の反対概念と見たらよい。西欧諸国における立憲政治体制を歴史的にたどると、その流れは二つに分けることができる。分岐点は君主制の性格に関する解釈の違いにあり、ドイツを中心とした立憲君主制と、イギリスを中心としたそれに典型を見ることができ。前者は明治政府が統治モデルとし、憲法によって制限する君主の権限をできるだけ少なくしようとしたもので、「国王は君臨し、かつ統治する」といわれた。後者は議院内閣制を国政の基本体制とし、「国王は君臨すれども、統治せず」といわれる。君主の権限をどこまで認めるか、あるいは認めないかということ、それを議会が判断し、施策の上に反映させることができるか、できないかがこれら二つのタイプを区別する。換言すれば、政治（統治）責任の所在と政治（統治）行為の権限内容に関する違いが、こうした二つの流れを生んだ。ドイツ、そして明治帝国憲法下のわが国は、緊急命令権、法律裁可権といった君主の持つ権限が強大であったため、議会との間で安定した権力分割が難しい。加

えて立憲主義を貫くことも容易ではない。田川が主張する立憲主義との関わりでいえば、明治元（一八六八）年三月発布の「五箇条の御誓文」が既に深くこの問題に関わっている。つまり、公議思想、並びに権力分立主義による「政体」構想が示されており、西欧的立憲主義に通じる思想が胚胎している。しかし、維新の政体変革は古来代太政官制の復活、宰臣の補翼による君主政治とするよう機構を定めた。これが天皇親政である。やがて太政官制の廃止を経て立憲制に移行、まもなく憲法機関を設けることよって、責任と能力によつて裏づけられる国家の意思決定が君主の外側で行なわれるようになった。立憲主義とはこうした一連のシステムを総称する政治概念のことである。田川は立憲の内実を涵養するため、しばしば「五箇条の御誓文」に言及、ここを根拠に立憲主義を唱える。かくして立憲国家における公法体系は憲法を基本法とする細目規定を定めて体系とした。しかし、このような立憲主義は、同時にドイツ・プロイセンを範としたため、議会政治と元老政治は常に対立しながら機能した。成田龍一は田川の場合、あくまでも議会政治を確立するため、「政治を人々の手にとりもどせとの、政治そのものの平民化の主張となり、身近かなところから問題をたて、政治に行きつく思考方法を示した^①」という。具体的には明治末年以後、「中央公論」をはじめ商業雑誌において政治論を展開し、その内容がここに関わるとい^②う。だが、時期としてはこれ以前、「政治そのものの平民化」はしばしば主張されており、またその「思考方法」はイギリス流の立憲主義を範とするところから組み立てられたこともはっきりしている。大正二年二月、「中央公論」に発表した「英国国民の立憲的気風」で、ハイド・パークにみられる英国市民の議論慣習を例に引いて、「平民化」の主張が立憲主義と深くつながっていることを指摘する^③。つまり、「議会政治、即ち立憲政治は決して無雑作な政治ではありません。政治に参加する権利のある国民には、政治に盡力する義務があります^④」。

僕は此集会こそ、英国の為に、有らゆる不平の善き発散所かとも思ひ、又、英国民の紳士風の訓練所かとも思ひ、又、演説の練習所かとも思ひ、又、政治思想の開發養成の府かとも思ふた。而して何にせよ、その盛んなこと、静かなこと、研究的なこと、寛厚包容の氣風態度に感服した。⁽⁵⁾

大正一四（一九二五）年五月、田川は政治の要諦に触れた文章で、「政治は第一に家庭に於て教養せらるるものであります。喻へば水の如きもの、又飯の如きもので、人間の日々の生活に必要缺くべからざる、決して吾々の日常生活から懸け離れた、特別のもの、格別のものではありません⁽⁶⁾」と述べ、市民の生活瑣事がそのまま国家、政治体制に繋がる議會政治の因果關係に触れている。このことは、政治における公私關係をどのように位置づけたらよいか、その根柢、かつその具体策に及んでいない点で問題点は残されるが、反面市民の私生活が政治の在り方と深くつながっていることを認識させるうえで、意味のある発言であった。このように市民に対する政治教育の必要性を強調し、ことある度に「政治の教養は実に、第一に家庭に於てせらるべきものであります。次で小学校に於てせらるのであります⁽⁷⁾」。こうした考えや発言はいつ頃からみられるようになっただろう。明治三六（一九〇三）年、尾崎市長のもとで東京市水道部長となり、都市行政を動かしていた頃には、既にこうした発言を繰り返し行なっている。そのひとつ、「家庭の立憲的組織化」に言及してみよう。「今日の帝國議會の不振の有様は、日本人自らが家庭に於て団体的組織の効用を完うすることが出来ないから起つてくる⁽⁸⁾」のであり、議會政治が活発化すれば、それは市民生活に影響を与え、生活習慣に及び、立憲的になるといふ。逆に言えば、「私等の家庭の内には、まだ斯う言う有難い立憲の仕組と言ふものは這入つて居りませぬ。時代は立憲時代に進歩し

て居りますけれども、私等の家庭は露ほども其餘沢を受けませぬ⁹、従つてまずは自分自身、「隗より始めなければなりません」。そのうえで「家庭の風儀を改良して行きたい」という想いは、ジャーナリストとして、その本領を發揮すべき文筆による啓蒙活動に反映された。「僕は一五、六年前から、家庭の立憲的氣風といふことを唱へて居る。国の立憲政治は、家の立憲政治に始まる。若くば立憲的氣風に始まる。それが大事だ¹⁰」と述べたのは大正三年五月であるから、遡ること、明治三〇年代の初頭には、既にこうした生活態度に関心を寄せていたことが分かる。このように生活道德と国家経綸の途をつなぎ、そこに立憲思想を反映させようとした田川は、同時に「君愛国は我国民の精華にして学校にても之を教へ、家庭にても之を誨ゆれど…憲法を尊重すべきこと、忠君愛国の第一義たるを教ふる¹¹」課題をも重視、国家として立憲主義を定着化させること、専制主義を排することを求めて次の様にいう。

政治上では無論立憲国であるが、其の國民たる男子の頭腦は、依然として専制的に動いて居る。即ち其家庭に於いては、家長たる男子は純然たる専制君主であつて、其妻子眷族に対する態度が、如何にもデスポチックな、タイラニカルな、殆んど彼等の人格を認めて居らぬ風がある¹²。

そして、この家庭を対象とした政治教育は「其精神が市町村に及んで、茲に眞の自治制が起り¹³」、やがてそれが国政にまで反映することが望まれる。とりわけ専制君主を象徴する家長の役割、機能を立憲的に改変しなければならず、「其頭腦から専制的分子を取り去り、以つて家庭の改造を計り、更に一般の婦女子をも自己と同

等に視、同等に發達する機会を与ふ」⁽¹⁴⁾ 策が立てられなければならない。家庭を構成する男女、親子、夫婦がそれぞれ「立憲政体の精神を實行し」たなら、「畢竟、分業の政治、換言すれば自治の政治」⁽¹⁵⁾ が実現するだろう。かくして擬人化された政体は実践モデルを持つことになり、国民は身近に、具体的な形で立憲政治を知ることができようになる。いわば自然生長的に立憲思想の性格規定を行なうことによって、社会関係における調和、あるいは公私関係における同一化、さらには個人どおしの内面と外面の峻別、ホンネとタテマエの使い分けといったダブル・スタンダードを乗り越えなければならない。だが、意外なことに田川は儒教的な修身齊家と治国概念をここにあてはめ、立憲主義の理解を儒教倫理の世界につなげる方法を採用した。

父は父として、母は母として、兄弟は兄弟として、又家婢は家婢として各々持前の力を隠さず、又他人の力を侵す事なくして、相互に相励まし、相慰め合つて生活してゆく家庭は是れ即ち、立憲政治、分業政治、又自治政治の家庭なのである。⁽¹⁶⁾

必ずしも啓蒙のための方便、人口に膾炙した言い換えとは思えないこうした発言を考慮すると、田川における英国モデルは、わが国の将来をそのままここにあてはめるべきものではなく、より、伝統的な儒教思想をも内包するものであることも認めないわけにはいかない。それは、結果において伝統的な家族制度を維持、補強する役割を果すことになる。このように微妙な曖昧さを含みながら、「国の政治を『国政』と申しますに對し、よい対照の言葉として『家政』という字があります。政治が国に行はれて居る如く、政治は家にも行はれて居る」⁽¹⁷⁾。この

ような田川を指して、成田は「男の論理の範囲内で婦人の自由を認めており、婦人の独自性を許容する余地はないが、依然として家長が家族を統率する状況において、ひとつの批判的拠点」⁽¹⁸⁾がある。田川が「男の論理の範囲内」で当該問題を考えた、つまりジェンダー的視点が欠如していたという指摘を、明治期の家族制度下における立憲性を論じる場合にそのままではめることには無理があり、田川の思想的限界を読み取るべきだという論旨には、にわかには組し難い。むしろ、明治の家族法、民法体制の範囲内で「立憲」の実効を図るため、意図的にこうした表現を採用した一面もあったのではないかと捉えておく。一方に、「婦人の自由を認める」田川がおり、そこで「男の論理」を主張することとの間において、これらは並存関係にあったとみる。従って、田川には独自の女性論、婦人論が生まれ、それは別途取り上げて論ずべき課題となる。大正三（一九一四）年五月、「中央公論」に「立憲思想開発策」と題する論文を載せ、そのなかで次の様に述べている。

僕は山本内閣の覆へり、大隈内閣の興つたに對し、勝利を感じた一人である。然し乍ら大隈内閣の顔触れを見ては、失敗を痛感した一人である。顔触れはどうでも宜しい。その献立の精神に一大不満を感じた一人である。⁽¹⁹⁾

この年一月、立憲同志会の島田三郎が衆議院予算委員会で、シーメンス事件に対する政府の対応を批判、攻撃、世間も内閣を弾劾する運動を起し、三月二四日、遂に内閣総辞職となった。この時田川は、汚職問題もさることながら、立憲議会主義の腐敗、墮落ぶりをみて憤慨する。そして、「首相は斯くても尚恣々として政権を維持せ

んとするか、予算不成立となりて辞職もせず、解散もせず、依然として政府を維持する如きは、正しく立憲国のレコード破りである」と指摘した。⁽²⁰⁾ 山本内閣が倒れ、第二次大隈内閣が成立したことは、藩閥政治を打破し、立憲議会主義の確立を主張する田川にとって念願が達成された瞬間である。前年の十二月、「所謂英国の立憲政治あり、而して吾等日本国民は遂に之を如何にせんや」と問い、彼我の政治情勢が議会主義をはさみ、いかに異なるものとなっているか、考えれば考えるほど「立憲的気風」の育成は重要な課題となった。それは政権交代後の政治情勢についても同様の問題が引き継がれていることに目を止め、新政権に対しても同様の失望を感じないわけにはいかなかった。新内閣には中正会からも尾崎行雄が法相として入閣、田川はその下で司法参政官となり、政策責任の一端を担うことになった。にもかかわらず、与党としての大隈内閣を批判するのは立憲政治の基本的姿勢にそぐわない態度、行動をここに見たため。この問題に比べるなら「政変は議会の中に決するが宜しい。一層明白に言へば総選挙の際に決するが宜しい。而してそれ以外には政変無きやうにするが宜しい。それが立憲政治の要求である」⁽²¹⁾。その大隈内閣も大正五年一〇月には総辞職、代つて元老山縣有朋の推す寺内正毅が組閣したが、こうした政権の交代劇を眺めると、議会政治にとつて最も大事な民意を反映した運営と、政策を基本として討議をするところが立法府であるべきなのに、少しもそれが重視されない実情には落胆の思いを深くした。

どうしても立憲の趣意は、未だ日本に理解されていないかのやう、今更の如くその孟浪、突梯、摩訶、不思議なるに驚いた。日本は此から更に立憲制のいろはを学ばねばならぬ。⁽²³⁾

この前後、田川は「欧米を一巡」する長期外遊を試み、そこで議会制度の運用実態をこゝと、細かく視察している。そして帰国後は、こうした年来の主張をより、一層積極的に、自信を持って人びとに説くようになった。こうした田川の行動を今井清一は、これこそが「政治家としての良心を示している」⁽²⁴⁾とみて、注目している。

2 議会を中心に展開される政治

石橋湛山を中心とする東洋経済新報との関係を踏まえ、立憲自由主義を基本としながら、田川はどのように行動したであろうか。家永三郎は『太平洋戦争』（岩波書店、一九六八年）で、戦前の戦争批判は様ざまな立場から、それぞれにあることを例証したが、なかでも昭和七年五月二一日付東洋経済新報「社説」をとりあげ、次第に右傾化していくジャーナリズムのなかで、その主張は「柔軟な対外政策と言論の自由を守るための基本的姿勢はほとんどくずさなかった」⁽²⁵⁾事実を指摘した。湛山がその立場とする自由主義を経済活動から政治活動へ拡張、その必要性を主張したことを評価したのである。こうした主張をとるグループのなかに田川がいたこと、しかもそれを現実の政治舞台で、時代と社会に抗しつつ展開した自由主義者であったことについては、今日ほとんど知られていない。松尾尊兌は「大正デモクラシーにおける湛山の位置」を指して「社会主義者と提携した急進的自由主義者」⁽²⁶⁾であった彼等はすでに大正初年以來、「内においては普通選挙、外においては小日本主義という、当時の自由主義の潮流の最尖端を切る主張を旗印にかかげていた」⁽²⁷⁾ことに言及するが、これは湛山個人に妥当するばかりでなく、東洋経済新報に拠るジャーナリスト、政治家の多くがそうであったことも知っておくべきであろう。大正三年以來、湛山を幹事役として集まった人びととして三浦鏡太郎、田中王堂、植原悦二郎、関与三郎、平野

英一郎、石沢久五郎、野崎龍七等とともに、主要メンバーの一人として田川の名が記されている。⁽²⁸⁾ 湛山によれば、「集まったものは、いずれも当時としては急進的な自由主義者で、したがって話題は常に、どうしたら日本を軍閥官僚の専横から救い、民主化しうるかということ」⁽³⁰⁾に集中していた。例えば大正三年五月一七日、帝國教育会を会場にして、田川を含む彼等が演壇に立ち、そうした主張を展開した。ではその特徴はどのようなところに求めるべきか。

田中王堂、田川大吉郎らを含めた新報周辺のイギリス、アメリカ流の思想家、政治家たちの政治思想は、大正デモクラシーの本流と目されるドイツ系の吉野の民本主義や、美濃部の国家法人説とちがう、独自の価値をもつものとして、われわれの再検討を待ち受けている。⁽³¹⁾

ドイツ国家学やその憲法理論を背景とした官学的自由主義とは別に、早稲田出身者を中心とする経済的自由主義者として、政治、思想一般に及ぼそうというジャーナリズム集団があったということである。⁽³²⁾ 彼らは時局論に棹さし、政府や軍部批判も辞さなかった。この動きを詳しく紹介してみよう。明治三九年、早稲田経済会の後をうけて東洋経済会を設立、毎月研究会、講演会、談話会を催し、やがて自由思想講演会と名づけ、定期的に開催するようになった。主要メンバーの一人、田川が下獄事件で有罪となったため、自由思想雑話会と名称を変えたことはあったが、大正一二年まで継続している。吉野作造等の民本主義が政治体制を正面から問題にしたことと比較すれば、その民主主義的なスタンスは必ずしも理論として徹底したものでなく、「それだけで直ちに人間と

して他のいかなる人間に対しても、政治上同権であるというのであるが、これは自由主義的思想であって、決して民主主義的思想ではない⁽³³⁾という指摘も有り得た。が、田川等の場合はその点、より、包括的、外延的であった⁽³⁴⁾。自由には権利（政治）が伴うことを重視、国家主義に対立する自由主義でなく、国家や国民が当面する課題を自由主義的に解釈した。田川自身の言葉によれば次の様になる。

個人主義は自由主義に通ずる、個人の存在を確実に認めれば、自由を認めざるを得ない。自由の存在を確実に認めれば、個人を認めざるを得ない。今日、其の個人主義、自由主義が蛇蝎の如く忌まれ、屏鬼して声なき時代であると称せられる⁽³⁵⁾。

国家主義が抬頭すれば当然、自由主義は抑圧、支配の対象となる。しかし田川は、「その為に、個人主義と自由主義とを亡くすると言ふのであるが、人の無い国家の有り得ない限り、その国家も亦、個人の存在を認めて、その福祉を図り、その福祉を図る限り、その自由を認めざるを得ない⁽³⁶⁾」と、国家に対して個人の権利、自由を擁護する立場に立った。そのため「運命は諸子自ら開拓せねばならぬ、そこに個人主義があり、自由主義がありはしないか⁽³⁷⁾」、さりとて「自由は決して我ままではない⁽³⁸⁾」、他人の権利を侵さない程度に、「自分の欲する所を、自然に依り、清新なる国論を喚起し……同志、田川大吉郎氏は本誌の経営、編纂に参与⁽³⁹⁾」しつつあると広告に載せた文章からも分かるとおり、自由主義を掲げて登場した雑誌「新使命」の編纂、出版にも深く関わった。田川の考える自由主義は包括的、総対的であることを特徴とする。それはちょうど丸山眞男が、「自由というものは、

いつの時代でも抵抗の精神によって担保されている。『抵抗の精神』というのは、体制を変革するとかしないとかいうことと独立した次元の問題です。けれども、権力に対する抵抗、また、およそ権力が立ち入ってよい事柄と立ち入るべからざる事柄との弁別の意識を欠落してしまったら、自由主義者のミニマムの条件を欠くことにな⁴⁰る」というごとく、自由主義は反権力的な点において一貫しつつも、他方社会主義も、国家主義の一部も含む民主主義と両立し得る概念である。田川はそうした自由主義を普及、拡大、浸透させるべく様々な行動に関与し、政党活動においてもこの点を特に重視した。例えば、政治綱領のもとに結集する政党本位というより、異なる政党間の政治的立場を横断的につなぎ、相互の共通性理解に力を注いだ。倶楽部、会派を起してはリーダー的役割を演じた所以である。すなわち、我が国の議会に「僕は、倶楽部が足りない、殊に政治的倶楽部が足りないと思ふ。今日、我国の政党で、倶楽部を有して居るのは、中正会（中正会は政党で無いけれど）の中正倶楽部であらう。僕は此種の倶楽部の勃興を全国に促したい」と語ったのは大正初期のこと、やがて大正七（一九一八）年一〇月、「内閣更迭史論」（静思樓主人、ペンネーム）を書いて居るが、その後山縣有朋を名指して「大権私儀」を図った不忠の臣として批難、ために起訴された。にもかかわらず、田川の立憲議會制擁護の主張はこの後も妥協の余地を見せない。

日本は立憲政治の国である。然しながら日本国民の立憲の心得に疎いことは、以上の内閣組織の時日が、その一斑を証明して居る。日本の立憲政治のうまく、面白く、たのもしく、進歩発達しない筈だ。日本の国民は未だ立憲の心得を心得て居ないものだと言ふことに為る。⁴²

田川は立憲政治の在り様や理念について、生涯の全期間を通じて周囲に問い続け、説き続けた。⁽⁴³⁾このように「田川の立憲主義は、日本のデモクラシーの一翼を担うとともに、多大の寄与をおこなった」⁽⁴⁴⁾とみる評価が生まれ、田川もその若き日、郵便報知新聞に入社してまもなくの頃、「立憲内閣を組織して時勢に適應せざる可からざるに至り、藩閥の根柢は漸く薄弱を覚へ、内閣組織の根柢を此に取るも、自から安んずる能はざるものあり」とし、一刻も早く藩閥内閣を立憲内閣に代えなければならぬと考えた。その啓蒙精神をよく表している文章を拾い出してみたい。まず明治三九（一九〇六）年七月、「余は日本青年の具有すべき使命を立憲的作法なるべしと思ふ。立憲的作法とは意義の太だ漠たる言葉なるが、余は此の場合、之を公会に於る和協交讓の精神、若くは其礼法に用ゐんと欲す」⁽⁴⁶⁾と述べ、立憲とは生活作法の問題であり、「公会の威儀を尊重し、衆説を聴き、成るべくは之に従ふの雅量を養ひ、若くは衆説と自説との契合点を茲に発見し、之を適宜に調撰するの工夫を心がくること」⁽⁴⁷⁾を指して、青年こそはすべからうとした精神と生活態度を身につけなければならないという。で、その精神とはどのような特徴を持つものであろう。

当局者より言へば、此程、結構な御し易き人民はなかるべく、洵に吞氣極楽なるべきも、立憲の政道よりいへば、此れ程、頼み甲斐なき、心細き事態はあらざるべし。如何にして此の抵抗力を刺激し、発達せしめんか、是れ憲政の将来に志ある者の夙夜に考ふべき大切の事なり。⁽⁴⁸⁾

立憲主義は「人民の抵抗力」が基盤となつてはじめて成立するものであり、この「抵抗力」は絶えず刺激、活

性化しなければならぬ。立憲主義を民主主義の方向へ引き寄せるためには、「人民の抵抗力」こそ唯一有効な力の源泉である。その点からいえば、貴族院ははるかに「情実の府」であり、「政治を解せず、又立憲政治を咀ふやうな人も居る」⁴⁹政治機関である。誠に「立憲政治の為に之を残念惜しく思ふ」と指摘した。つまり元老政治、藩閥政治は立憲と並び立つことができないと同時に、立憲自体「未だ主義とならず、精神とならざる憲政は無力なり、其の弊のあることも専制政に弊のあるに同じ」⁵⁰結果をもたらず。国民が「立憲的生活に覚醒し」たなら、その時こそ「専制政の弊」を取り除くことができる。

早い話が立憲政治といふものは商売人のする政治である。西洋に立憲政治の発達したのは、商売人に思想、信用、勢力があつたからだ。東洋に立憲政治の発達しないのは、商売人にその思想、信用、勢力がないからである。⁵¹

資本制社会に流通する商取引きは、立憲政治の基本にある「思想、信用、勢力」と同じ条件を備えていなければならない。このことは政治と経済が資本主義社会を構成するうえにおいて、人倫思想を不可欠な成立条件としてゐることを意味し、経済的範疇から立憲政治をみるなら、「代議政治の起つた根本の動機が、人民の租税負担にある、租税を負担する者は、その租税の軽重、支途の善悪を論議する必要がある、又権利があるといふのを至当の道理とする」⁵²。国民にとっての担税義務と、政府にとっての財政責任は両方が充分に果たされて、立憲政治は成り立つ。かつ、その基盤には代議政治を支える哲学原理がなければならない。ところが「立憲政治の世の中、

しかるに首相（林銑十郎、引用者）は、立憲政治の何たるかを解して居られなかつた。国民こそいい迷惑、我が国家近年の悩みは、要するにここにあつた。憲政施行の指導の衝に当る首相其人が、憲政の何たるかを心得てゐられない所に其の直接の原因があつた⁵³。政治の現実はいかくの如きもので、田川の期待を常に裏切るが、それでも「立憲済美の域に漕ぎ着き得るか」という実践にあくまでもこだわりの、わずかなりとも「立憲的国民を作るの策如何といへば、多少は考へねばならず⁵⁴」、そのための方法を模索し続けた。たとえそれが「殆んどこの有名無実の現状に墮して居る⁵⁵」時局を充分に認識しながら、「僕は我國民の立憲的資格を思ふ者である。而してただただ前途の太だ遼遠なることを思ふ者である⁵⁶」ことからいへば、現状に絶望してもおかしくない。しかし、彼は議會改造、政治刷新、立憲振興といったスローガンを降ろすことなく、「立憲政治本来の要求、約束であり、議會当然の職分である⁵⁷」こうした問題を取り上げ、議論を先導した。立憲君主制下、つまり帝國憲法下における議會主義と君主制の關係を制度的な特質から問題点としてとりあげ、どのような態度と見解を持っただろうか。まず田川によれば、「内閣の更迭、首相の選任といふことは、陛下の心を用ひ給ふ最大の國務である。中央議會は、陛下に対し奉り、此の重責を分担し得る至高の諮問府である⁵⁷」。田川が君主制をあくまでも認め、天皇の国事行為に行政府は責任を負うべきであると捉えた点は、デモクラシーの原理からいって問題となる箇所で、「立憲君主政の政治理論や国法学説によつて好まれた政党に対する不信用が、デモクラシーの実現に対して觀念論的に仮装した攻撃であつた⁵⁸」ことを、どこまで認識し得たかという問いに対する応答は、残念ながらそれを窺うことができない。従つて君主制を民主制に移行させる論理をどこまで持ったのか、というデモクラシーの基本原理に觸れる問いも提出されない。こうした曖昧さを抱きながらも、田川のそれはハンス・ケルゼンのいう、「議會主義

とは、国民によつて、普通平等選挙権の基礎の上に、従つて民主主義的に選挙せられた合議機関によつて、多数決原理に従い、規範的国家意思を形成すること」⁵⁹が必要であるという原則を認め、どこまでもここにこだわりのつづけた。同じ君主制でもイギリスとドイツでは大きく異なること、とりわけ君主の政治権限と議会のそれを比較し、妥当な境界設定をどこに定めることができるか、という視点から考察を続けた。田川によると、君主は国家意思の形成に関わることなく、国政は普通選挙にもとづく国民の意思表示にもとづくべきである。君主はあくまでも象徴的存在であり、「君臨すれども統治せず」というイギリス型立憲君主制を承認した。帝国憲法がドイツ・プロイセン流の「君臨し、かつ統治する」思想の上に成り立っていることからみれば、必然的に理念と実践の間で矛盾を抱え込まざるを得ない。それは現実政治を批判する場合、しばしば隘路にのめり込んでいくことを意味し、例えば元老政治批判がそうした特徴を内在化させ、次の様に言う。「大臣の責任不明にして立憲政治の最善の光輝を発揮し得んことは、木に拠つて魚を求むるよりも尚ほ不可能事也。元老政治と立憲政治とは両立し得ざる矛盾也」⁶⁰。あるいは君主制を前提とする立場から次の様に言う。「内閣の為す所に対しては、議會に於て若し異存があれば異存を唱へても宜しい筈だと思ひます。それに異存を唱へることが直ちに天子様の御旨に異存を唱へまつる虞れがあるものだと言ふ風には私は思ひませぬ」⁶¹。わが国の帝国憲法を一瞥すると、ドイツ・プロイセン型の立憲君主制と見る者が大半であるが、ではここにイギリス型のそれがどう関わっているかといえは、応えは多様で、田川の場合はそのなかでも最も急進的な解釈を行なつた例である。例えば大正デモクラシーが華やかに喧伝された頃、皇室が政治にどの様な関わり方をしているか、あるいはすべきかということについて、明確に天皇は立憲議会議の外に置かれるべきだという。

皇室は政争の外、政争の上に超然として立ち給ふ。皇室は決して我が政争の責任を負ひ給はぬ筈である。憲法はその目的で作られて、其精神に漲つて居る。然も以上の近年頻発の傾向は、遂に如何に成り行くであらう。談、皇室、若くは皇室関係の事に及べば、即ち黙するのはそれで宜しいが、然も事ごとに皇室の近くまで、皇室の關係の辺にまで持つて往かなければ論議の治まらない、終りを告げない、その傾向、その事實はこれを何と視るべきであらう。小生はここに日本議會政治の危機が伏在して居るやうに、怖れ、おののく者である。⁽⁶²⁾

昭和期になって国家主義的風潮が政治の世界を席捲すると、「君主」のため、「天皇制」のためであるとしたうえで、「国家とか、国体とか、皇室とかいふやうな言葉で他を压せんとする傾きがある。これは議會政治には禁物だといふやうに思ひます」と牽制することを忘れなかつた。議會政治が順調に機能することによって、立憲君主制も存在し得るのであり、その逆であつてはならない。だから「近來になりますと、国体とか何とか言ふやうなこと」が強調されると、それだけで「終始自由の議論が行はれません、困るですな」と苦渋の言葉を残す。つまり、理念型としての立憲君主制を追い求めた議會主義者であるから、この理念が崩壊すると「君主制の原理である名譽に対する感覚が失はれて行き、市民的君主が現はれて自己の神聖性と名譽の代りに、その有用性と実利性を証明しようとする場合には、君主制の時代は終りを告げ」るわけである。⁽⁶⁵⁾従つて、その「議會中心論は、何も皇室中心論と相對するものではありません。皇室中心論は議會中心論と別個に、尚その上に立つもので、私の議會中心論は責任を負ひ、責任を負はざる、その範圍内に限つての内閣組織論、その運用論であります」と⁽⁶⁶⁾

いう具合に、両者の権限をめぐる綱引きは状況の変化とともに攻守ところを変えることになった。しかし、あえて原則論をここから引き出そうとするなら、「憲法のある所の国家で、天皇は必ず憲法に依って、統治の大権を行ひ給ふ⁽⁶⁷⁾」存在とみななければならない。その意味では、あくまでも「天皇の権力は制限的のもの」であり、その制限は議会政治によって決められなければならない。天皇の政治責任も議会の責任と連動することが望ましい。この点で田川はイギリスとドイツの帝国主義から大いに学ぶところがあつたといわなければならない、結論として次の様なまともに落ち着く。

私は、西洋に行はるる憲政思想の根源をたずねて、皇室の立場に関し、大略二つの概念を与へられてゐます。一、天子は悪を為し給はないといふ思想、これ其の一。二、天子は責任を負う輔弼の内閣員を有され、政治上、一切の責任を負ひ給はないといふ思想、これ其の二。私はこの思想が諒解せられ、体認せられた結果、欧州に於ける帝王の位地は、極めて安固に、尊榮を加へられた、これが立憲政治の特有の長所である。⁽⁶⁸⁾

3 憲政擁護運動の展開

元老を中心とする藩閥専政を打破し、政党内閣制を基本とする立憲政治を確立しようとする政治運動として、最も大規模であつたのが憲政擁護（護憲）運動である。これには大正初年に展開された第一次護憲運動と、大正末年に展開された第二次護憲運動の二つがあり、両者はそれぞれ運動を起す理由も、また目的も同一であつたわ

けではない。まず第一次護憲運動の場合、日露戦後、陸軍はロシア、海軍はアメリカを仮想敵国として軍備の拡張に乗り出した。戦後の反動恐慌のあおりを受けて財政難が続くなか、第二次桂内閣、そして第二次西園寺内閣は軍拡を抑制しようと努め、ために大正元年一二月、上原勇作陸相は辞表を提出、西園寺内閣は総辞職に追い込まれた。その後、元老を中心に起した大正政変に対し、「藩閥打破、憲政擁護」を掲げて大衆運動が盛り上がり、犬養毅、尾崎行雄等がその先頭に立った。田川も表立って熱弁を振うことはなかったものの、「私は出来るだけ憲法を遵守して、議院法、衆議院規則、さういふ法律規則に適った行動をしたいと思ふて参りました」という。だが、この時運動のなかで党派の利害が横行する有様に失望し、「党派の方々の考へられる指導原理といふものは、概して終始私の意見とは合はなかった」という。横山雄偉の見たところでは、「僕等は、憲政擁護会以外に純粹な青年団体を拵らへるの必要があると言ふので、月の一三日、憲政作振会なるものを組織した。発起者の多数が田川氏の門下生であったことも不思議であった」というように、周囲の動きを含め、田川の立場にははつきりとしなない一面があった。西園寺から桂に内閣首班が変わる頃、政党人としては組織にしばられ、思うような行動が出来なかったということだろうか。

当時の田川氏の政治的立場は、色々の風評を惹起し易いものであった。氏は国民党の創立者の一人で、而かも此の党を捨てた人である。政友会には、議院に入った初めから、同情の眼を向けなかった。常に公然、其の党弊を指摘した。⁽⁷⁾

少数政党、会派を組織し、あるいはそこを離脱、政治的見解が異なれば、身の処し方に妥協や迷いの跡は見えなかった。とりわけ政権政党に対しては終始批判的であり、その徹底振りは尾崎に似たが、時として尾崎以上に反権力志向をむき出しにした。田川は尾崎と行動を共にすることが多かった当時、「尾崎さんは東京市長を辞められる時には多分政友会に復帰して居られたでせう。其の政友会に復帰せられる時分に、私にも政友会へ入れと御奨め下さった。併し私はそれだけは御免だと、御供しなかった⁽⁷²⁾」。主義、主張から政友会が嫌いだというばかりでなく、むしろ田川の反権力志向が尾崎以上に強かったため、政権に近づくことを潔しとしなかったのである。

憲政擁護運動を一緒にやらないか、政治上の趨勢を一変することが出来ると思うがどうだ、一緒に来てやったら宜しからうと、私が孤立になったものですから、御奨め下さった。併し私は「先生方は折角盛んにおやりになったら宜しいでせう。私は別に考へる所がありますから遠慮致します。此の場合、やはり控へて孤立して居ります⁽⁷³⁾」と言って行かなかった。

ここには年来の自説である憲政擁護に取り組むこと以上に、政党政治の原則に倣うことを優先させた田川の姿勢が示され、かつそこにコミットした行動の軌跡がみられる⁽⁷⁴⁾。「孤立」することもあえて辞さない、「私は時勢の動きを見るべく依然として其の外に立っていた⁽⁷⁵⁾」（傍点、引用者）ことが、政治家としてスタンスを維持する所以であった。次に、第二次護憲運動と田川の関係に触れてみたい。第一次のそれが大正デモクラシーの幕開けを告げる大衆運動だとすれば、こちらは社会、経済情勢の捉え方という別の問題が介入する。政友会の原敬内閣が最

初の政党内閣を組織し、資本主義の飛躍的な発展にともない、労資間の対立は益ます激しさを加えるようになった頃。そのなから労働者、市民を中心に普通選挙制度の実現を目指す動きが活発となる。頃日、原敬暗殺事件が起り、高橋是清、加藤友三郎が次つぎと組閣、体制改革を試みたが、実効を挙げるまでには至らず、むしろ藩閥内閣、超然内閣の出現を許した。そこで、第二次運動を起こすべく、人びとの不満が拡がっていく。

再度の憲政擁護運動を試みた。初めのは大正元年の末より同二年の三月に至る、桂侯の第三次の内閣の時であつて、二度目のは大正一三年の一月より同六月に至る。清浦子の内閣の時であつた。これは、議会の運動といふよりは寧ろ、政党の運動といふべく、主として官僚内閣、中間性内閣に対する政党内閣の戦ひ、その權威の確立のための戦ひであつた。⁽⁷⁶⁾

ここで「中間性内閣」というのは清浦超然内閣のことであるが、これを打倒することは政党政治の確立にとつて是非とも必要なこと。そこで政友会、憲政会、革新倶楽部は一体となつて護憲運動を展開した。その結果、「我が内閣の面目は相当改められた」⁽⁷⁷⁾ことが田川によつて確認される。と同時に、こういう批判も加えている。すなわち「或る程度まで、その目的を達したけれど、中道にして外れて、徒勞に終つたと見るべきであるまいか」⁽⁷⁸⁾。田川の批判に相当する歴史的事実については、大正二年二月、「中央公論」に載せた論文「憲政擁護、藩閥打破の運動と政界の変動」に、その経緯を窺うことができる。「僕一人は、時折いふ如く、今日の政党若くば政治に何等の望む所が無い。今日の政治は、僕の好ましからぬと思ふ方向に動いて居るのであるが、去り⁽⁷⁹⁾とて、之を今

日に救ふ所以の力量は僕には無い」という自己省察を行い、政治の現状に測り難い疑義と失望を抱いた。政治家田川が、思想家田川の相貌を示すようになったのは、ちょうどこの頃から後のこと。政党政治の理念像を掲げて実践活動に関わり続けた田川にとって、政党政治の帰趨を「僕は終に黙して已むべし」と言わしめたのである。

時に客観的、時に悲観的、時に退嬰的となる。いわく、自分は今日の政党や政治に望む所はない。うまく行けば結構で、自分も善後の計に腐心する。いわく、桂侯が若手を基礎として政党を組織し、弊害ある諸閥を打破すれば、存外な名誉を博するであらう。いわく、根本的な人民の自由、合議政ないし主義による政党の対抗など、当分実現されない。それは癩であるが、どうにもならぬ。自分は目下の政争には全然没交渉で、アッサリ眺めるだけである、と。⁽⁸⁰⁾

大正二年の心情吐露から見えてくるものは、そのまま第二次護憲運動に対する対応となり、政党政治の現状に絶望感を深く抱いた。その悲観的心情を一気に変え、昂揚感ともとれる新たな気概を植えたのが普通選挙運動の高まりである。いかなれば、「この時期において普通選挙運動が新しい段階に入ったということは、具体的に言えば『普選』が『憲政擁護』の積極的内容として立ちあらわれたということであり」⁽⁸¹⁾、対藩閥政治の運動も新たな段階へと一歩踏み出したことを意味する。当然、田川の反応も変化する。

国民をして議会政治相当の分を盡させ、議会をして議会相当の権威を發揮させ、日本をして立憲政治の有

名有実の国たらしめる。今日の政府、議会、政党、国民は、各々その至当の職分を怠って、若しくはその權威を紊つて、立憲政治の名を辱むること甚しいものがある。これを匡救しなければならぬ。⁸²⁾

再び「帝権をその有るべき位地に興復すること」、「元老の跋扈、権臣の横暴、宮中府中の混乱」を糾すことに健筆を振って闘いをいどむ。それこそ、「政党の側からすれば政治的スローガンを上から与え、それによって下からのエネルギーを吸収するという従来のやり方に変化を強いられたこと」⁸³⁾を意味し、第二次護憲運動が盛り上りを見せると、全国一五新聞社の代表は、いつまでも普選を實行しようとしないう政府に反対の意見広告を掲載した。時を同じく革新倶楽部、憲政会も反対表明を行った。その上政友会を含む政党院外団も歩調を同じくした。その後、普選論の扱いをめぐって政友会が分裂すると、護憲三派は政党内閣の確立を申し合わせ、超然内閣打倒を最大のスローガンに掲げた。大正一三（一九二四）年六月の総選挙は遂に護憲三派内閣を実現した。田川の周辺では憲政の常道確立の呼び声が高まり、倒閣のスローガンとなったものの、ではその「憲政の常道」とは何か、正確にとらえ、納得する者は意外と少ない。そこで人びとの理解を促すため、「曾てグラッドストーンが内閣を退くに当ってソールスベリーを推薦したるが如く、順序より言ふも大隈伯退隱の際は与党の首領加藤男に政権を譲るべきである、是れが立憲政治の常道である」⁸⁴⁾ことを説き、併せて「私は斯かる見地よりして国民総て治者たるの能力ありとし、普通選挙を主張する」。そこで、「英国の成例、必ずしもお手本といふではないが、理ここに在り、日本の行き方も亦之に由るべきであらう」⁸⁵⁾ことを勧める。

所謂憲政常道論とは何かといへば、原内閣が陣を退くからには、其の正面の反対者たる加藤子を後の内閣組織者に推薦して去ること、これが憲政の常道である。先進立憲国の模範は常に此の如く為つて居ると謂ふのである。⁽⁸⁶⁾

同じ趣旨の指摘はカール・シュミットが次の様に述べ、議会主義の原理とした。すなわち、「議会主義が政治的指導者の最良の選択を保証するものであると信ずる者は、今日、概してこうした確信をもはや理念的な信念として持っているのではなく、イギリスのモデルに従つて構成され、大陸において試験されるべき、実用的に技術的な仮定として持っているものであり、したがつてそれは、もしそれが事実にあつては、当然直ちに棄てられるべきものである」⁽⁸⁷⁾。それは源平時代のような「封建政治と全然目的を異にする」⁽⁸⁸⁾ものでなければならぬ。つまり、「反対党の勝つた場合に、反対党の首領が天子に召され、新内閣を組織するに至ることは当然である」⁽⁸⁹⁾ことを認識することが大切で、再三このことを主張した。しかし、現実政治はこうした議会主義を確立、踏襲する方向に進まなかつた。特に昭和期に入つて、それが無視され、「要するに、我が憲政は半煮へである」⁽⁹⁰⁾と失望を語り、将来に対し「ますます不安の眉をひそめて居る」自らを語る。昭和六（一九三二）年二月、若槻内閣に代つて犬養政友会内閣が成立した前後の政治情勢にこのような感慨を抱いた。それは美濃部達吉のような立憲主義者が、従来の自説を改変せざるを得ない時勢においても、田川はひとり、従来の主張を曲げることを背じなかつた。⁽⁹¹⁾

二 時代と体制に抵抗し続けて

1 対立する思想としての専制政治

芳賀榮造『明治大正筆禍史』（大正一三年一月刊）を開くと、片隅に「田川事件」と題する裁判記事が紹介されている。その一節に、次の様な解説がはさまっている。

大隈内閣当時の司法参政官、憲政会の所属代議士田川大吉郎は「大隈内閣瓦解当時の政変に際して、元老の採った態度は甚だしく非立憲である」と、大胆率直に非難攻撃した論文を雑誌文明評論、立憲青年及第三帝国に掲載した。これが筆禍の因をなして、雑誌関係者とともに起訴され、公開禁止の公判は東京地方裁判所に於て数回に亘って開かれ、大正六年三月一九日、左の判決を宣告された。⁽⁹²⁾

禁固五カ月、罰金一〇〇円となり、この種の裁判では重いものとなった。芳賀によれば「田川の筆禍事件は、当時世人を驚かせたことはひととおりではなかった」⁽⁹³⁾とあり、大正デモクラシーの風潮に水を浴びせたものであった。石橋湛山も、大正三年五月以来開いてきた自由思想講演会に出入りしていた田川が有罪判決を受けたことにショックを受けた。大正五年一〇月一五日の講演会では「特権政府乎、議院政府乎」と題し、一場の演説を行い、鋭い政権政党批判を行ったが、この事件を知るや「自由思想講演もやめた」⁽⁹⁴⁾。ちょうどその頃、吉野作造は「中央公論」に「憲政の本義を説いて、其の有終の美を済すの途を論ず」（大正五年一月）を発表、大正デモク

ラットを自認した。吉野はこの事件のあと、友人小山東助の義兄、田川が被った身近な筆禍であったことに、また身近なデモクラットに向けられた国家権力の横暴に対し、以後一定の抑制的立憲論を余儀なくされた。このことは、後に自身が告白している。⁽⁹⁵⁾ 事件の背景に触れるなら、大正五年一〇月、大隈内閣は総辞職にあたって、後継首班として加藤高明を推薦した。それに対して山縣有朋は元老会議を動かし、寺内正毅を後継に推薦した。天皇は山縣の意見を容れ、寺内に組閣を下命、この時の態度を指し、「元老による政権私儀」にあたるると非難したのである。こうした批判は当時、ジャーナリズムのほぼ一致した動きと機を合わせており、世論の趨勢は元老批判に向かった。なかでも田川のそれが雑誌三誌に見解を次々と発表、内容も激しいものであったため、ことさら山縣をはじめ当局の忌憚に触れるものとなった。では、その激しい元老批判とはどのような内容を持つものであったか。

寺内伯は十月四日に大命を拝した。然も十月四日以前から、寺内伯の大命を拝する噂は普ねく天下に伝へられて居た。それは所謂元老の徒が、之を伝へたので有った。元老の徒は夙に寺内伯を推薦することに内議一決して居たから、苟も其の推薦するところは必ず陛下の採納し玉ふべきを予断し、言ひ換へれば元老の協定即ち、陛下の裁定なりと予断し、其の間に何等の差別も、余裕も、会釈も、斟酌も残さなかつた所から、彼等は断然として此く揚言し、天下をして此く思はしめたのであつた。即ち、寺内内閣の成立は陛下の組織を命じ玉ふたといふよりも、寧ろ元老の組織を命じたものなりと天下は認めて居る。此くして皇室の尊を信頼せしめんとするは難い。實際、先般の事あつて以来、我が皇室の神聖は残念ながら多く傷つけられて

居る。⁽⁹⁶⁾

「元老の徒」を名指して非難、攻撃したことは明らかに山縣に対する個人攻撃であり、寺内に対しても、「軍人はどこ迄も軍人たるべく、政治上の事は政治上の専門家に委ぬるが宜しい」と牽制、「この度の政変は、人道上の問題としては、陛下の神聖を冒瀆し奉った、元老不臣の行為が一番重い」とその罪をあげつけた。⁽⁹⁷⁾ 立憲議會主義を無視して君主の大権を私儀したというわけである。大分後のことになるが、昭和一二年二月に再度、この問題に言及している。すなわち、「山縣公は内閣組織の大命がいよいよ寺内伯に下った後に於ても、自ら慎制せず、それは自分の推薦した結果であると揚言したのであった。私はこれを非としたのである。支那の哲人は教へた。いい思ひ付、いい謀があつた場合には入つてその君にお告げ申し上げ、外に出ては、これ我が君の思召であると申して奨順するのが忠誠なる臣下の務めである」。⁽⁹⁸⁾ 君主制のもとにおける臣下として、当然とるべき態度に悖るといふ。「不忠の臣」と名指された山縣が怒つたのも、これはこれで理解できるが、ここまで権力者にくさがるうとする田川の意欲は、立憲主義者のなかでも、余程徹底したものである。編集責任を問われた柏井園は東京神学社教頭の職を辞し、田川は妻が宿痾の結核のため、生命が危いなかでの下獄である。それで「四月一六日、彼が入獄の日には富士見町教会で、彼のため悲痛な祈祷会が催された」。⁽⁹⁹⁾ なお、瑣事に属することだが、松尾尊亮は『大正デモクラシー』でこの事件をとり上げた際、「天皇は元老のいいなりだと、元老の政権私儀を批判した」⁽¹⁰⁰⁾と指摘しているが、これは間違いで、田川は天皇が元老のいいなりになっているとは一言も言っていない。又こういう発想も田川の場合には出てこない。田川の周辺を見渡すと、富士見町教会の関係者はかりでなく、

弁護を引き受けた花井卓蔵、鵜沢総明をはじめ、政党関係者のなかにも同情者は多かつた。しかし、下獄、出獄の後、ほぼ一年余言論界において沈黙を余儀なくされた。しかし、国家主義が抬頭する時代の風潮にさしかかると、再びその政治活動を開始する。その再開にあたり、議員として関和知は「青年雄弁」に寄稿していわく、「其の進歩主義、若しくは民本的理想のために、之が犠牲となつた」田川には、道理からいっても正当性があると弁護した。

田川君が敢然として元老の壇横を弾劾したるは、其の真面目なる彼の性質と、人格とより迸り出でたるものであつて、真に立憲政治家の本分に殉ぜるものと言はねばならぬ⁽¹⁰⁾。

植民地統治策のなかに専制政治の特徴を見て、それを批判する田川は、批判の根拠として立憲政治論を掲げ、その専制的性格を問題としている。例えば朝鮮統治において中国東北部にあたる間島地方の外交を指し、「間島の如き辺陬、国家の統治権此に達せず、其の境界さへ不明瞭なる地方に、先づ善政の実ある統治者こそ應て是統治権を主張すべき権利たるべく、住民亦之に帰向すべき也⁽¹¹⁾」と主張、彼の地における立憲的善政を勧め、専制的圧政に反対している。同じ趣旨は台湾統治にもあてはまり、総督による専制的圧政を矯し、武断政治を立憲政治に改めなければならぬという。

武断政治と官僚主義と立憲主義の衝突を認め得べし、而して此の如き問題が亦、政党により党略上の利益

交換の資料に供せられ、例の妥協により、有耶無耶の中に何時の間にか議會を無事に通過することなるべし、かくして台湾も朝鮮も総督専制政治たるべき也。⁽¹⁰⁴⁾

田川の立憲的政治思想は、このように現実を批判し、又現実からしつぺ返しを被る経験の連続であった。この時代、広義の専制政治は議會ばかりでなく、社会や個人の生活領域においても様ざまな形をとって現われた。このことも、田川 of 政治思想を特徴づける背景となっている。従つて、「日本には、公的にはその専制政治は既に無い訳になってゐますが、政党にはその専制政治があり、会社にもその専制政治があり、家庭にもその専制政治が依然として行はれ、甚しい矛盾撞着を極めてゐます」⁽¹⁰⁵⁾。様ざまな形をとって現わされた専制政治に追加を加えてみたい。第四帝國議會でみせた原敬首相の「流儀」について、そこに立憲政治と相反する性格をみた。何かと部下を庇い、「政治的親分」⁽¹⁰⁶⁾ 気取りの狭氣肌を指して、これは専制政治家の示す一面の姿であるとした。

2 統制的国家主義の抬頭

国内の政治情勢は急激に右傾化し、国家主義的な風潮が社会の隅々に及ぼうとしている時に、田川はそれに反対し、積極的な言論、政治活動を展開している。だが、その声は常に少数派のそれであり、政権政党、政府からは好ましがらざる人物として、監視の対象となつた。そうした状況下において田川を支持する勢力のひとつにキリスト教界のなかの、立憲的政治論を理解し、支持するグループがあつた。そこに向けて語りかけた発言をとり上げてみよう。

私は、基督者が国家の全般に関する注意を喚起せんことを望む。基督者は、従来個人主義者と呼ばれた。私はそれも非としない。さりながら、基督者は個人主義を解し、世界主義を解すると共に、併せて国家主義を解せねばならない。私は、斯の三者は兼ね得らるるものと思ふ。⁽¹⁰⁷⁾

これまで、キリスト教徒の多くは個人主義、国際主義、世界主義に理解を示し、同時に国家主義にも近づいた。国家主義は個人主義を否定し、国際主義を排する。従って、時局が国家主義に近づくときキリスト教徒としては、そこに自己のアイデンティティを育てることは難しい。このような思想状況のもとにおいて、田川は国家主義を積極的に取り込み、相対化しようとした。元来、「日本人は、国家の命令を最高の命令として服従する。それは絶対である。より以上に神聖であるとも謂へる。元来、吾等の体軀は吾等の個人の有でない。又、国家の有である。吾等は国家から直接に、間接にいろいろの保護、祐導を受けてきたものである」と述べ、国家への忠誠を喚起する。ナシヨナル・アイデンティティをナシヨナリズムに収斂することに反対しつつも、いわば健全なナシヨナリズムはこれを肯定した。「凡そ、立憲政治の国家には、その政府に対し、常に反対者がいる。それは許容せらるるのみならず、又、賞賛せられて居る」⁽¹⁰⁸⁾以上、政党、政策の如何に関わりなく、国民として国家に対する義務を語ることに於いて、その主張が人後に落ちることはなかった。その田川が昭和一〇年代に入って、極端な国家主義的風潮が出現すると、徐々にその論調を変化させていく。概して「容認」から「否定」へ思想の軸足を移していくのであるが、その変化はあくまでも慎重であり、かつ微妙であった。

所謂統制国家の本領を思へば、日本の現在の傾向は国家の国防的組織を意味し、それに必要な行政組織の修正若くば改造と、及び、国民的の意気や、信念や、団結等の訓練を意味して居る。日本は目下、その様な気分を以て、所謂統制国家の編成を急いで居るのである。私が、国家として当り前のことだと思ふて居る。⁽¹⁰⁾

統制政策に一定の理解を示し、「必要な」行政組織の改変に賛意を示したが、その一方、統制国家が抱く反立憲主義に対しては厳しい批判の目を向けた。

統制主義、全体主義の国家では、政府に対する観念が根本的に異なると見え、反対者の存在を決して承認せず、毫も寛看しないのである。彼等に従へば、政府の政策は殆んど一点の誤謬を含まぬ宗教上の信条の如きものである。それ故、彼れ此れ批判することは即ち罪であると為す者らしい。⁽¹¹⁾

外交政策に触れ、欧米、とくにドイツ、イタリア、ソヴェエトを念頭に置いて、その統制主義、全体主義を問題とし、反対勢力に対する一方的な弾圧に抗議する。例えばニューヨーク・タイムスの記事を紹介する形をとつて「ヒトラー然り、スターリン然り、独逸とロシアは、今その境に在る。イタリアもやその境に在る」と指摘、やがて田川は統制国家を正面から取り上げて論じるが、「統制国家とは、一名、軍国的国家である。一名、非党派的国家である。一名、国民内閣的国家である。一名、重要産業統制の国家である。一名、言論の自由を許さない国家である。それは官僚の独断に由つて牽制し、左右せらるる国家である。即ち又官僚全盛の国家である。概

括して、それは独裁主義、帝国主義的国家の別名である」というように、その独裁體質を批判している。そしてこれは欧米の問題であると同時に、わが国の国内問題でもある。次に、宗教政策からみた全体主義国家の特徴に言及したい。イギリス、ハーミンガム大学のロバートソンの主張を引き合いに出し、ドイツ政治のうち、宗教政策に触れ、「全体主義国家の当局者は、自国の自由教会の一派が、敢然として政府に抵抗しつつあるのを憂ひ、この、本当の自由派教会こそは、とうとう全体主義国家を解散せしむる酵素となるものでないかを怖れて居る」⁽¹⁵⁾が、実は「私はそれを疑ふ、それは寧ろ博士（ロバートソン、引用者）及び博士の一味等の主観的幻想に終りはしまいか」⁽¹⁶⁾、多分、そうした状況は生じないだろうと、あえて危惧を否定した。だが、これは田川の認識のほが誤っており、ヨーロッパを軸とする歴史の推移を見抜けなかった。田川は全体主義国家と宗教の関係について、本質的に相い容れないものとは考えていなかったようで、わが国の政治動向もここに重ね合わせてみたのかもしれない。例えば、宣教師が「日本をトータリタリアンの国家と視て居る。そして、その所謂トータリタリアンの国家は、国家の政権を以て、教権を削弱する国家である。教会の自治、信仰の自由を妨害する国家であると説いて居る」⁽¹⁵⁾ことに、田川はまず「日本がトータリタリアンの国家となり、つつあることは事実である」⁽¹⁶⁾（傍点、引用者）が、これは昭和一三年当時の経済統制から、やがて国家総動員体制に移行しようという、まさにその画期のことである、これが完全に全体主国家となり、ドイツのような宗教政策がわが国でも敷かれるものかどうか、その見通しは難しいという。宗教政策に限定しても、「日本に於ては、国権は教権の上に、教権は国権の下に昔から規制されて居る」⁽¹⁷⁾とみられ、これは国是であるから、改めて問うような問題ではない。宣教師は日本の現状を「眉を擡めて眺めたる所謂統制国家の列に日本も既に入った」とみるべきか、そうでないか、ここへの応答も『国家と宗

教』(昭和一三年八月刊)を著した時点では、総じて否定的であった。そして、「聖天子、上にましまし、日本の立憲政治は嚴然として存在する。そして、ムソリーニの如き梟雄もなく、ヒトラーの如き怪傑もなく、スターリンの如き猛者もゐない」⁽¹⁸⁾状況は、いまだ統制国家、全体主義国家とは言い難いと捉えた。それは、後にゴードン・バーガーが見たこの時代のわが国に対する印象とも重なり、少なくとも制度上の立憲主義を両者はともに生きているとみた。

議会は公然と異論を闘わず場ではなくなっていた。しかし政府の政策を支持する代償として、議会は政府から内々の譲歩をひき出していたのである。国家的諸問題に関する挙国一致誇示の必要を誰もが認めていたため、戦時中は政治権力をめぐる競争はほとんど表面化しなかった。しかし、政治競争が停止したわけでは決してない。⁽¹⁹⁾

田川は政治、経済両面における急進化を牽制、総じて「中庸を行く」⁽²⁰⁾方法を採用している。つまり、微妙な判断であるが「統制」の強化は、そのまま全体主義を表明することにならないという考えをもっていた。直接、軍国主義を批判することができない時代、ジャーナリズムの論調は大きく変化する。検閲を通過するため、ことさらアイロニー、反語、逆説を用いて思うところを表現しなければならなくなった。体制に批判的なのか、迎合的なのか容易には分かりにくい表現も増えてくる。その例として日華事変下の中国報道は、おしなべて価値判断を含まずに果して行えるものか、どうか考える。軍部や政府の行動を容認しないまでも、時として韜晦する態度、

あるいは傍観者的な表現も現われる。

この度の出兵、これを以て皇道主義の進戦と見るのである。それがならぬか、この運動の幹部には、世の皇道主義者を以て目され、或は自ら主義者と称して居る人が多いといふのである。私はこれにも触れない。その真偽を能く知らないからである。^(四)

荒木貞夫の実名を挙げないこと、事態の「真偽」に触れ得ないことを察するに、これは、大正期における元老批判を実名で糾したことに比べるなら、田川自身、四面楚歌の状態下に置かれているという想いが胸のうちにあったことだろう。

3 ファッシズム下の闘いかた

ジャーナリズムの動向から判断すれば、大正末年から昭和七年前後まで、つまり満州事変までのファッシズム批判は、田川のうちではひとつの思想運動であり、反立憲制度批判である。立憲議会主義が抱える弱点を補った一面もあるように捉え、理解した傾向がある。同時代人としての長谷川如是閑にもこうした傾向が全くなかったわけではない。田川と同様、大正デモクラシーを思想的に先導しながら、昭和期に入ると、微妙にその姿勢を変えていった。例えば昭和六（一九三一）年三月、『我等』に寄せた「ファシズムの社会的条件と日本の特殊事情」を見ると、ファッシズムが当初社会民主主義的色彩を持ち、その担い手も中産階級であり、資本主義の発展に寄

与する、少なくともそこに反発する性格は持たないであろうと予想した。それがまもなく「民主主義国家内にファシズムの傾向を生ずるに至ったのは世界的の形勢であるが、日本に於ても亦、反動主義者の多くはファシズムの礼讃者となっている」⁽¹²⁾ 事実を問題視している。この頃、田川はヨーロッパの政治情勢にことさら注目、とりわけドイツ・ナチスの勃興と、その政権奪取にファシズムの典型例を見い出した。そして、「ナチス党の所謂粛党運動が大いにその信用、威望を汚損した、些しもそれを高めなかつた。独逸の情勢は反つてますます困難である」⁽¹³⁾ ヨーロッパ情勢、とりわけ民主主義の行く方に不安を抱いた。そうした眼をもつて挙国一致内閣の成立、議会議長の終焉を見渡すと、「昔の政党的対峙の時代なら兎も角も、この際ははつきりした政府の相手は議会に無い」⁽¹⁴⁾ 事実を認めざるを得ない。従つて昭和一二（一九三七）年六月、第一次近衛内閣が成立、世間は現状打破の期待をもつてこの事態を歓迎したが、田川は反対に冷やかな反応を示し、近衛が「新体制」というのなら、革新の内容こそが問われてしかるべきであるという。

「新首相閣下、どうぞ国民に遠慮なくものを言はしめて下さい。今日の日本は国民の口を緘して居る。革新政策といふことは、国民に遠慮なく物を言はしむることに在る。その外には革新政策といふものは断じて無い」⁽¹⁵⁾

その二年後、全体主義の風潮が社会の隅すみに及んでいく時、同じ様にファシズム批判を続けた。すなわち「時代は示談の時代に入つて居る。戦争の時代が既に去つたとは謂はない。それは所在に尚必要であらう。威圧

の時代が既に去つたとは謂はない。それも今後には尚必要であらう、が、舞台は廻つた⁽¹²⁶⁾のである。しかし、ファッシュイズムでは今日当面する問題の解決はできないという。従来の政党政治に代わり軍部を中心とする翼賛政治が国政を動かし、社会主義はもとより自由主義、個人主義、国際主義を否定、統制と軍事を優先させる軍部ファッシュイズムに、これまで見たように田川の思想と行動は近づいたり、曖昧な態度をとるようなことはまずなかった。そこで田川のファッシュイズム批判を、時期を遡つても少し詳しく見ることにしたい。最初に明確な形をとって表わされたファッシュイズム批判は昭和九（一九三四）年二月で、「いよいよフハッシュョか、議会政治かの争いの世となつたらしい⁽¹²⁷⁾」が、その傾向は次の様な斉藤内閣の出現に関するコメントに示される。

差当り斉藤内閣はその十字路の先端に立つものである。斉藤内閣若し斃れば、代つて立つものは何流の内閣かそれはフハッシュョの内閣、軍人の内閣、擬戦の内閣であると称する者が多々あるけれど、さりとして政党内閣は未だ全く絶望とするに当らない。議会の存する限り、政党内閣も代つて起る望みは尚存するのである⁽¹²⁸⁾。

政党内閣制の空洞化を憂え、議会制民主主義の危機を説き、立憲議会主義の確立に盡した田川が、あるいは「何時も官僚に関係なし、政党に関係なし、又軍部の方面に関係がない。斯ういふのですから、時の実権を掌握した勢力に結びついて居らない」立場を固守した田川が、このような発言をもって、「相変らず無我夢中、風がどこに吹くかといった様な、何も知らず顔に、その向背を茫然坐視して居る」国民に向つて危機意識の足りないこと、

ファッシズムに対する無関心さを問い糾しているのである。世上、人びとは松岡洋右を人気者、英雄の如く扱うことに對し、「私は、所謂解消運動の思想的背景、政治上の根柢を疑ふ」⁽¹²⁾立場から松岡を評価することはしない。議会の行く末も心配である。

議会は思ふ存分、物の言へる所であらうか。今朝議會は、諸代表者の述べた所は、その思ふ存分であつたらうか。私には尚疑問なしとしない。現に政府は軍部を刺激しないやう、政党に泣きを入れてそれを喰ひ止めたとの噂があつた。議会は未だ存分に物の言はれる所でないかも知れない。⁽¹³⁾

五・一五事件の後、軍部が政治の前面に登場することをもつて政党政治の危機とみた田川は、軍部のいう議會無用論と正面から対峙せざるを得ないことになる。今こそ政党の存在価値が問われている。つまり、「政党が改善せらるれば可し、しからざる限り彼等は再び議會に迫り、政党に迫るであらう」⁽¹⁴⁾。なぜなら、「近年の欧州にファッシヨの政治の起つて、民衆主義の議會と市会の政治を非難する傾向になつたことは、私も知つてゐる」⁽¹⁵⁾事實がある。ファッシヨ勢力はヨーロッパ各地に飛び火し、「それが燎原の火の如く広がらつたこと」⁽¹⁶⁾は、我問題状況を同じくする。日本が進めつつある方向はやがてドイツやイタリアが現在進めつつある政治経済状況をわが国にもたらずのではないか、そう予想して次の様に言う。

両者（ドイツ、イタリアのこと、引用者）ともそれを以て新國家の使命となし、即ち資本と労働との融和と

協調とに全力をそそぎ、その有効の方法として、重要産業の国営を期し、若くば金融機関の統制を期し、伊国の如きもその産業の四分の三は既に国営に帰した。⁽¹³⁴⁾

これがファッシズム国家、ドイツ、イタリアに対する観察であり、将来予測である。経済的な復興をもって政治的な後進性を入れ替えることなど出来る筈もないが、世間ではそう見る傾向があり、わが国も見做すべきだとする見解に対し、「フハツシヨの国に失ふた所を、デモクラシーの国に得んと期する所は、当然過ぎる当然である」⁽¹³⁵⁾から、問題は「フハツシヨに転向するよりも、寧ろフハツシヨに転向しないことに由つて救はるる」⁽¹³⁶⁾ことを考え、選択すべきであり、具体的には次の様な提案となった。

英米は議会政治に失敗せず、その国運は絶えず進展して居る。日本も議会政治に失敗せず、国運は絶えず進展して居るのであるから、英米と共にますます議会政治の作振を図り、国運の進展を図るべきであらう。⁽¹³⁷⁾

田川の見るところ、「いよいよ日本はフハツシヨの仲間入りをするのであるか」、ならば「私はこの事を憂へる」⁽¹³⁸⁾ばかりで、しかも「フハツシヨは、更に平和思想に反対する。平和主義者が概して戦争に反するからである」⁽¹³⁹⁾という理由は、ファッシズムの本質が反平和主義にあるからである。この点に関する田川の指摘も明確に出している。

フハッショは、所謂永遠の平和の可能性を疑ひ、且その有要性を信じないのである。却つて、平和の運動が国民の志気を減殺し、その徳性の水準を低下せしめんことを虞れ、それを以て無思慮の誘惑と為し、善意の錯覚と為して居る。⁽¹⁰⁾

総体的に見れば英、米のほうが独、伊よりも優れており、日本が独伊と同盟し、英、米と敵対関係に立つことは危険極りない。ヒットラーは「箸にも棒にもかからない不徳不信の振舞」⁽¹¹⁾に走り、世間の評価とは異なり、「独の強味は英に及ばないと思ひ、英の強味は遙かに独の上に在ると観察する。独がフハッショの国であるからである、英がデモクラシーの国であるからである」⁽¹²⁾。

おわりに

昭和八（一九三三）年末の或る座談会で、五・一五事件をはじめ、軍部が政治に介入、国策批判を行なうようになったこと、とりわけ軍事優先の政策を掲げることには注意を喚起、「軍人をして實際政治に嘴を容れさせないやうに注意をし、それを抑制することが、日本の国家国民の今日の大切な務であらうと思ひます」⁽¹³⁾と述べている。立憲主義を終始標榜した田川としては「軍人の政治運動を警戒しなければならぬ」のは当然の前提であり、もしそういうことが現実になれば、あえて「議会政治を發展せしむるために、其の中途に、軍部との衝突が尚ほ有るかも知れない」⁽¹⁴⁾ことも考えなければならぬ。そして、状況はこのような方向へと一歩一歩近づいた。田川

の政治思想はこのような時代状況のなかで形成され、鍛えられた。そして、太平洋戦争下においてもなお、その政治家としての信念を曲げることなく、亡命を余儀なくされるまで闘い続けた。そこで「おわりに」、この実践を支え、導いた田川の政治思想を経年的に遡ることによって、その特徴を今一度まとめ直しておきたいと思う。とくに政治道徳、政治教育に言及した軌跡を中心にとり出してみたい。

真実はたとひそれが不愉快に感ぜらるる真実でも、デモクラシーの台石であるから、と主張してをります。これは米国に於ての争ひでありますが、私はこの争ひの必要を日本に於て最も強く、痛切に感じます。日本では愛国といふ名で、真実を掩ひ隠す傾向がありますが、真実を掩ひ隠し、表面だけをいい加減に糊塗し、潤飾するやうでは、国家も個人も決して本当の発達をなし得ません。⁽¹⁶⁾

この文章は大正末期、政治における「真実」とは何かという問いに応えたもの。欧米においては政治に関する論議の共通基盤があり、それは歴史的に形成され、社会的定着した文化といつてよい。しかし、わが国にはそれがない。これでは「国家も個人も、決して本当の発達をなし得ません」。ではどうしたら良いのか。政治主体となるべき国民の政治意識を育て、政治思想を共有し、そこから立憲議会主義を広く社会に行き渡らせる、そこに政治的に成熟した国民が出現する。⁽¹⁶⁾ M・ウェーバーの言葉を借りていえば、「心情倫理と責任倫理は絶対的な対立ではなく、むしろ両々相俟って『政治への天職』をもちうる真の人間をつくり出す」⁽¹⁷⁾ことができる、そうした倫理の育成を通じて政治的主体の出現を待ち望んだ。ウェーバーの言わんとするところは、大国イギリスとロシア

アには生まれたプロイセンが近代国家として成長するために必要なことは何か、それは政治的自由主義と立憲的議會主義である。その点、ドイツ国民は充分政治的に成熟しておらず、普通選挙制度をもとに、議會、政党を近代化することが何にも増して求められる。その為には国家主義でなく、国民主義を基盤に政治的自由を拡大することを提案する。このような主張と田川の考えはかなりの程度、重なり合うことが確かめられる。田川が国民の政治教育を重視した所以である。時期を更に遡り、明治末期の田川を見てみよう。明治四〇（一九〇七）年一月、いまだ衆議院議員に当選しない時分、一介のジャーナリストとして、「代議士の心がけ」と題する文章を書いている。

代議士が代議士たるの心は、代議士の名儀を其郷里に誇り、社交に資し、若くは金儲けの目的に利用するに在り、百人が百人然るにあらざるべきも、百人の九十人以上は確に然るべしと信ぜらるるの証拠を有す。彼等は国の為に其意見を主張せんとするに非ず、又人民の為に其権利を代表せんとするに非ず。彼等が政治教育に志しなきは自然の事のみ、吾輩は今日の代議士に政治教育の努力を望むことを、木に拠つて魚を求むるの類なりと思惟す。⁽¹⁸⁾

政治家による政治教育は望んでも無理であるなら、誰か別の立場で、別の人間がそれを行なわなければならぬ。初期の帝國議會を構成した議員の大多数は士族であり、彼らは武士として、封建時代の政治倫理、思想をその身につけているから、「武士的氣質があつたのではないか」と推測、ならば彼等を近代的な立憲議會主義、自

由主義の持ち主に鍛え直す必要がある。田川はイギリスの議會制度に多くを学びながら、広く市民に向けた政治倫理、思想の涵養が必要であることに気づいた。⁽¹⁵⁾ まず改めなければならぬこと、それは「日本人に有過ぎる狂熱、勇進、敵愾等の幾分を抑へて、其の欠けて居る持続、克己、冷静等の徳を養ふは目下の急務と存じます」という。このような政治モラルを基盤に社会倫理を育成、そして実際の議會政治に出てここから国政を動かすことを想定した。このような政治思想は戦時体制下の翼賛政治にもあてはまり、そこで現状批判を行っている。昭和一一〇年九月、次の様に述べてやはり政治教育の必要を訴えた。

戦争道徳が政治道徳を浸蝕して来たこの恨みを禁じ得ないで居る。選挙民は兎もあれ、候補者は早く此の詭弁の哲学から解放されねばならない。若くばそれを超乗して進まねばならない。今は、此の種の哲理を厳然、政治教育の確立すべき時であらうと思ふ。⁽¹⁶⁾

政治教育は公民教育であるという考えに立ち、国民は全て教育の一環としてこれを学ばなければならない。これを転じてそのために普通選挙制度の実現にむけて取り組む国民的課題であると考えた。立憲政治は上意下達でなく、国民全てが横断的に議論して行なわれる世界でなければならない。従って、「民衆が進んでものを言ふことは決して所謂下剋上の事の如くいふて、民衆の動きを阻止せんとし、阻止すべきものの如く考へるのは大いなる間違ひである」⁽¹⁷⁾。大正期の政治動向を取り上げた時も、代議士の多くは「普通の日本人の性格や策略を有の儘に自然に示して居る」⁽¹⁸⁾以上、政治文化としての出自は大旨同一である。むしろ士族出身者が圧倒的に多いことか

ら推せば、「忠君愛国は世界に冠たりと慢るが政党政治の方面になれば、天下の公器を玩具にして居る」場合が少くない。「玩具」をもて弄ぶように、政治をもて弄ぶ実例を田川は幾度眼のあたりにしたことであろう、「国事はおもちゃである」という政治家を前にして、学ばなければならない政治教育の必要と、成熟した政治家を一人でも多く育てなければならぬと切実に考える所以があった。

註

- (1) 成田龍一「立憲主義者田川大吉郎の思想と行動」、『早稲田大学大学院文学研究科紀要(別冊)』、第四号、昭和五三年三月、一四二頁。
- (2) 成田龍一「田川大吉郎年譜」、「民衆史研究」、第一四号、昭和五一年五月、一二七頁。
- (3) 政治家を評する場合にも「私は桂さんの政治家としての欠点は、理義に根ざして前進邁進する見識と、決断の欠けたる所にあると思ふ。例へば英国の立憲政治家風の所は今日までには全く見えぬ」(田川大吉郎「桂侯論」、『中央公論』、第二四年一号、明治四二年一月、五九頁)というような視点が加わる。
- (4) 田川大吉郎『早や判り政治読本』、実業之日本社、昭和二年三月、五頁。
- (5) 田川大吉郎「英国民の立憲的気風」、『中央公論』、第二八年一四号、大正二年二月、二五頁。
- (6) 田川大吉郎「政治的教養の場所」、『地方行政』、第三三卷五号、大正一四年五月、一八六頁。
- (7) 田川大吉郎、前掲書、一八九頁。
- (8) 田川大吉郎「家庭の立憲的組織(二)」、「をんな」、第四卷一号、明治三七年一月一日、二五頁。
- (9) 田川大吉郎「家庭の立憲的組織(一)」、「をんな」、第三卷一二号、明治三六年二月一日、一七頁。
- (10) 田川大吉郎「立憲思想開発策」、「中央公論」、第二九卷五号、大正三年五月、一一三頁。
- (11) 無署名「児童に憲法思想を」、「都新聞」、明治四二年四月八日。

田川大吉郎の政治思想

- (12) 田川大吉郎「立憲国民の専制的頭脳」、『東洋時論』、第二卷八号、明治四四年八月一日、七四頁。
- (13) 田川大吉郎、前掲書、九四頁。
- (14) 同書、九六頁。
- (15) 田川大吉郎「道場としての家庭」、『女子青年界』、第九卷一〇号、大正元年二月、七頁。
- (16) 田川大吉郎「道場としての家庭及び社会」、『護教』、第一一一二号、大正元年一月二三日、三頁。
- (17) 田川大吉郎「早や判り政治読本」、実業之日本社、昭和二年三月、四頁。
- (18) 成田龍一「田川大吉郎―大正デモクラシーの一翼を担う立憲主義者」、『自由思想』、第二九号、昭和五八年二月、四二頁。
- (19) 『近代日本思想大系』、第三三卷、筑摩書房、一九七八年、一一八頁。
- (20) 田川大吉郎「都の机より」、実業之世界社、大正四年三月、一三七頁。
- (21) 田川大吉郎「英国民の立憲的気風」、『中央公論』、第二八年一四号、大正二年二月、二五頁。
- (22) 田川大吉郎「立憲道の誤解から」、『中央公論』、第三一年九号、大正五年九月、九七頁。
- (23) 田川大吉郎、前掲書、九八頁。
- (24) 『近代日本思想大系』、第三三卷、筑摩書房、一九七八年、四六七頁。
- (25) 家永三郎「太平洋戦争」、岩波書店、一九六八年、一四六頁。
- (26) 松尾尊兌「大正デモクラシー」、岩波書店、一九九四年、四頁。
- (27) 長幸男編「石橋湛山―人と思想」、東洋経済新報社、昭和四九年、一〇八頁。
- (28) 普選を基盤とした立憲政治の確立、小日本主義の主張という点では茅原華山の論説もここに含めることが可能である。華山は朝鮮放棄を主張し、徴兵制の廃止をも唱えているから、その自由主義はさらに急進的であった。そうした立場から大正二年一〇月、雑誌『第三帝国』を発刊、しばしば田川をはじめリベラル・デモクラットの記事を載せている。
- (29) 明治四三年五月、経済的自由主義に加えて、政治的自由主義を旗印とする植松孝昭らは経済誌とは別に、政治、社会問題を評論する雑誌『東洋時論』を発行している。
- (30) 石橋湛山「湛山回想」、岩波文庫、一九八五年、二五九頁。

- (31) 長幸男編、前掲書、一四四頁。
- (32) このグループの周辺には毎日新聞の島田三郎、東京経済雑誌の田口卯吉、萬朝報の黒岩涙香といった藩閥反対の言語人が活躍、時には共闘を組んだこともある。
- (33) カール・シュミット(稲葉素之訳)『現代議会主義の精神的地位』、みすず書房、二〇〇〇年、一七頁。
- (34) 私(田川のこと、引用者)はデモクラシー政治を一概に謳歌するものでもないが、一概に排斥するものでもない。日本は天皇政治の国の一面にデモクラシー政治の国でもあると思ひ、一君萬民という言葉はそれを証するものと信じて居る(田川大吉郎『支那の新勢』、教文館、昭和一四年九月、三四頁)。
- (35) 田川大吉郎『静心雜記』、白揚社、昭和一〇年五月、二二二頁。
- (36) 田川大吉郎、前掲書、二二二頁。
- (37) 同書、三二五頁。
- (38) 田川大吉郎『早や判り政治読本』、実業之日本社、昭和二年三月、二二七頁。
- (39) 『新使命』、第五卷一號、昭和三年一月、社告。
- (40) 『丸山眞男座談』、第六卷、岩波書店、一九九八年、一一一頁。
- (41) 田川大吉郎『立憲思想開發策』、『中央公論』、第二九年五號、大正三年五月、一四頁。
- (42) 静思樓主人「内閣更迭史論」、『青年雄弁』、第三卷一〇號、大正七年一〇月、四頁。
- (43) 同じ立憲主義でも長谷川如是閑は、次の様に「ブルジョワ的独裁主義」をはらんでいるという立場から、「近代国家はブルジョワジの政治革命の過程に於ては、その民主主義の建設のための独裁主義を、所謂封建階級にとつては、その民主主義がブルジョワ的独裁主義そのものに外ならない」(長谷川如是閑「ブルジョワ国家に於ける『議會主義』及び『独裁主義』」、『長谷川如是閑集』、第五卷、岩波書店、一九九〇年、二八七頁)。
- (44) 成田龍一「田川大吉郎―大正デモクラシーの一翼を担う立憲主義者」、『自由思想』、第二九號、昭和五八年一月、四〇頁。
- (45) 『郵便報知新聞』、社説、明治二四年五月六日。同じ頃、田川は「藩閥専制内閣」と「立憲内閣」を比較し、その違いを次の様に述べる。「一方の民は自ら政事を左右するの民にして、一方の民は手を束ねて他人の経営しくるるを待つ者なり(略)

田川大吉郎の政治思想

立憲国民は能く自ら政治家を作り出すの技能あるも、専制国民は却て政治家に作り出たし鍛ひ成さるるの別あり」(『郵便報知新聞』、明治二四年五月一日)。

- (46) 田川大吉郎「青年日本の使命」、『開拓者』、第一卷六号、明治三九年七月、四頁。
- (47) 田川大吉郎、前掲書、六頁。
- (48) 無署名「人民の抵抗力」、『都新聞』、明治四〇年二月二四日、二頁。
- (49) 田川大吉郎「貴族院論」、『中央公論』、第二四年八号、明治四二年八月、四二頁。
- (50) 無署名「立憲は主義也」、『都新聞』、明治四二年七月一〇日、二頁。
- (51) 田川大吉郎『都の机より』、実業之世界社、大正四年三月、一二八頁。
- (52) 田川大吉郎「政治上の運動費及び其の出所」、『東洋経済新報』、大正九年一〇月二日、一三頁。
- (53) 田川大吉郎「国政振作の途を思ふ(上)」、『経済情報』、昭和二年六月一日、三頁。
- (54) 田川大吉郎「先づ議會よりして改良せよ」、『中央公論』、第二八年五号、大正二年四月、一四二頁。
- (55) 田川大吉郎「議會中心の政治」、『我観』、第七号、大正一三年五月、一四頁。
- (56) 『中央公論』、第二八年五号、大正二年四月、一四五頁。
- (57) 田川大吉郎『社会改良史論』、教文館、昭和六年四月、六一八頁。
- (58) ハンス・ケルゼン(西島芳三訳)『デモクラシーの本質と価値』、岩波文庫、昭和三年、五一頁。
- (59) ハンス・ケルゼン、前掲書、五八頁。
- (60) 無署名「一事一言」、『都新聞』、明治四一年七月二九日、二頁。
- (61) 「田川大吉郎氏談話速記(第四回)」、昭和一六年一二月二日(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (62) 田川大吉郎「臨時議會の記憶」、『東洋経済新報』、大正九年八月七日、一五頁。
- (63) 「田川大吉郎氏談話速記(第一回)」、昭和一六年一一月五日(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (64) 前掲書。
- (65) カール・シュミット(稲葉素之訳)『現代議會主義の精神的地位』、みずず書房、二〇〇〇年、一三頁。

- (66) 田川大吉郎「議会中心の政治」、「我観」、第七号、大正一三年五月、二二頁。
- (67) 田川大吉郎「早や判り政治読本」、実業之日本社、昭和二年三月五日、一九〇頁。
- (68) 田川大吉郎「議会中心の政治」、「我観」、第七号、大正一三年五月、二一頁。
- (69) 「田川大吉郎氏談話速記(第一回)」、昭和一六年一月五日(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (70) 横山雄偉「田川大吉郎論」(「加藤高明論其他」、世界雜誌社、大正六年九月、八六頁)。
- (71) 横山雄偉、前掲書、八七頁。
- (72) 「田川大吉郎氏談話速記(第四回)」、昭和一六年二月二日(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (73) 前掲書。
- (74) 運動が高揚するまでに至らない時点で、尾崎には態度のはっきりしないところがあり、それが田川をして行動をともしない理由のひとつになっていたと思われる。徳富蘇峰は「大正政局史論」でこの点に触れた尾崎論を残している。「憲政擁護運動の当初に於ては、遲疑、沈吟したりと言ふ。蓋し彼は何時も急先鋒として奮闘し、本宮の進まざるがために犬死するを病ひ、竊かに本宮の旗色を望見したるが為めなり」(二四〇頁)。
- (75) 桜田俱樂部編『秋山定輔伝』、第二卷、桜田俱樂部、昭和四四年一〇月、七八頁。
- (76) 田川大吉郎『政党及び政党史』、政治教育協会、昭和四年三月、二五六頁。
- (77) 田川大吉郎、前掲書、二五七頁。
- (78) 同書、二六五頁。
- (79) 田川大吉郎「憲政擁護、藩閥打破の運動と政界の変動」、『中央公論』、第二八年三三三号、大正二年二月、九二頁。
- (80) 山本四郎「大正政変の基礎的研究」、御茶の水書房、一九九〇年二月、四三二頁。
- (81) 石田雄「近代日本政治構造の研究」、未來社、一九五六年、一六六頁。
- (82) 『尾崎行雄全集』、第一〇卷、平凡社、昭和二年七月、三五五頁。
- (83) 石田雄、前掲書、一七三頁。
- (84) 田川大吉郎「政党内閣を歓迎」、『洪水以後』、第一三三号、大正五年五月、一四頁。

- (85) 田川大吉郎「議会の雜興(八)」、『東洋經濟新報』、大正一〇年三月二六日、一五頁。
- (86) 田川大吉郎、前掲書、一四頁。
- (87) カール・シュミット、前掲書、八頁。
- (88) 田川大吉郎「憲政の基調を欲く」、『太陽』、第二八卷七号、大正一四年六月、六六頁。
- (89) 田川大吉郎「次の内閣論(又しても憲政常道の仮声)」、『太陽』、第三二卷一〇号、大正一四年八月、三頁。
- (90) 田川大吉郎「非立憲的態度」、『東洋經濟新報』、昭和七年一月三〇日、四〇頁。
- (91) 美濃部は「従来の如き政党政治が堪へ難い弊害を現すに至ったことも、亦これを承認せねばならぬことを認むるもので、この弊害を除くためには、今日の如き立憲政治の原則に何等かの変改を加ふるの必要が有るのではないかと疑ふものである」(美濃部達吉『議會政治の検討』、日本評論社、昭和九年、三〇五頁) という後退発言を残している。
- (92) 芳賀榮造「明治大正筆禍史」、四紅社書房、大正一三年一月、一六七頁。
- (93) 芳賀榮造、前掲書、一六八頁。
- (94) 石橋湛山「湛山回想」、岩波書店、一九八五年、二六一頁。
- (95) 『吉野作造論集』、中公文庫、昭和四九年、六七〜六八頁を参照。
- (96) 田川大吉郎「方法を知らぬ民」、『文明評論』、第四卷一号、大正六年一月、一四〜一五頁。
- (97) 『第三帝国』、大正六年一月一日、二三頁。
- (98) 前掲書、二四頁。
- (99) 田川大吉郎「国体明徴と国体擁護」、『經濟情報』、昭和二年二月一日、六頁。
- (100) 杉本民三郎「田川大吉郎」(『日本キリスト教教育史(人物篇)』、創文社、一九七七年三月、二七二〜二七三頁)。
- (101) 松尾尊兌「大正デモクラシー」、岩波書店、一九七四年、一四二頁。
- (102) 関和知「悲痛なる入獄祈祷会に臨みて」、『青年雄弁』、大正七年七月、四七頁。
- (103) 無署名「善政の感化」、『都新聞』、明治四一年一月一九日、二頁。
- (104) 無署名「総督専制政治」、『都新聞』、明治四三年九月一九日、二頁。

- (105) 田川大吉郎「議会中心の政治」、「我観」、第七号、大正一三年五月、一五～一六頁。
- (106) 参照、田川大吉郎「議会の雜興(九)」、「東洋經濟新報」、大正一〇年四月二日。
- (107) 田川大吉郎「国家と宗教」、教文館、昭和一三年八月、一九二頁。
- (108) 田川大吉郎、前掲書、二七三頁。
- (109) 同書、二三頁。
- (110) 同書、三一頁。
- (111) 同書、二四頁。
- (112) 同書、二三頁。
- (113) 同書、六〇頁。
- (114) 同書、六一頁。
- (115) 同書、六四頁。
- (116) 同書、六五頁。
- (117) 同書、三二頁。
- (118) 同書、三六頁。
- (119) ゴードン・M・バーガー(坂野潤治訳)『大政翼賛会―国民動員をめぐる相剋』、山川出版社、二〇〇〇年、二四四～二四五頁。
- (120) 『東洋經濟新報』、昭和九年一月六日、七二頁。また、「私は議会制度の継続を希望する。議会無用、そんなことは決して申しません。けれども現在の議會、現在の政党には嫌らない節が多い。どうかして新規蒔直し、議會は議事の方法、その他を詳しく考へて、今日に勝る成績を挙げられるやうに改善して欲しいと希望して居る」(田川大吉郎氏談話速記(第一回))、昭和一六年一月五日)。
- (121) 田川大吉郎「時評」、「開拓者」、第三三卷一一号、昭和一二年一月一日、一五頁。
- (122) 『長谷川如是閑集』、第五卷、岩波書店、一九九〇年二月、二三三頁。

- (123) 田川大吉郎「今日の問題」、『開拓者』、第二九卷九号、昭和九年九月、三三三頁。
- (124) 田川大吉郎「国政振作の途を思ふ(上)」、『経済情報』、昭和二年六月一日、四頁。
- (125) 田川大吉郎、前掲書、四頁。
- (126) 田川大吉郎「威圧時代、示談時代」、『経済情報』、昭和十四年二月一日、六頁。
- (127) 田川大吉郎「今日の問題」、『開拓者』、第二九卷二号、昭和九年二月一日、二八頁。
- (128) 田川大吉郎、前掲書、二八頁。
- (129) 同書、二八頁。
- (130) 田川大吉郎「今日の問題」、『開拓者』、第二九卷三号、昭和九年三月一日、二二頁。
- (131) 田川大吉郎、前掲書、二二頁。
- (132) 田川大吉郎「上海政治の民衆性」、『東洋経済新報』、昭和十五年五月二十五日、六三頁。
- (133) 田川大吉郎「今日の問題」、『開拓者』、第二九卷八号、昭和九年八月、二六頁。
- (134) 田川大吉郎「日独伊と英仏米(下)」、『国際知識』、第一五卷二号、昭和一〇年一月、三五頁。
- (135) 田川大吉郎「国際情勢の小瀾大波」、『国際知識』、第一七卷一号、昭和十二年一月、八一頁。
- (136) 田川大吉郎、前掲書、八七頁。
- (137) 同書、八七、八八頁。
- (138) 同書、八七頁。
- (139) 田川大吉郎『国家と宗教』、教文館、昭和十三年八月、四六頁。
- (140) 田川大吉郎、前掲書、四六頁。
- (141) 田川大吉郎『英仏の争覇と日本』、教文館、昭和十四年二月、一一八頁。
- (142) 田川大吉郎、前掲書、一三一頁。
- (143) 「座談会、資本主義は倒壊するか」、『東洋経済新報』、昭和九年二月六日、七二頁。
- (144) 田川大吉郎「議会政治は何処へ行く」、『経済倶楽部講演』、第四八輯、昭和九年三月一日、三〇頁。

- (145) 田川大吉郎「時事解説と批判」、「主婦之友」、大正一四年一〇月、九九頁。
- (146) つまり「日本の立憲政治、政党政治の将来には、いろいろ問題が多い。何よりも、政党自身改良が必要とせられ、選挙民の覚醒が必要とせられ、要するに双方の反省と奮励とが必要とせられている」(田川大吉郎『政党及び政党史』、政治教育協会、昭和四年三月、三三二頁)。
- (147) M・ウェーバー(脇圭平訳)『職業としての政治』、岩波文庫、一九八〇年、一〇三頁。
- (148) 無署名「代議士の心がけ」、「都新聞」、明治四〇年一月一三日。
- (149) 「田川大吉郎氏談話速記(第三回)」、昭和一六年一月二五日。
- (150) 前掲書。
- (151) 一記者「戦争と道德」、「都新聞」、明治四一年八月四日。
- (152) 田川大吉郎「政治教育の再検討」、「帝國教育」、第六八〇号、昭和一〇年九月一日、三一〇頁。
- (153) 田川大吉郎、前掲書、三一頁。
- (154) 田川大吉郎「議会の品位は国民の鑑」、「廓清」、第一六卷四号、大正一五年四月、一五頁。
- (155) 田川大吉郎、前掲書、一六頁。
- (156) 静思樓主人「内閣更迭史論」、「青年雄弁」、第三卷一〇号、大正七年一〇月、一二頁。

資料 1

大詔の煥發を内奏せられん事を望む

一 昨年秋時の陸軍大臣南次郎氏は師團長會議に於て公然政治を論議せり獨り自ら此會議に於て政治を論議せしのみならず來會の各師團長をして帰任後之を部内に傳へしめんとせり、不肖等當時苟かに之が軍紀弛廢の因を作さざるやを憂ひたり、爾來現役

軍人にして政治を論するもの多く甚だしきは実力行動を以て政治家に臨まんとするものを生したり、然るに当局の之を處置する極めて寛なりき、不肖再びこの乱階たらんことを懼れたり、果然本月十五日の首相暗殺者は陸海軍々人にして其の暗殺の動機は政治に関する意見の相違なる事は彼等の撒布せる檄文に依り明白となれり、軍紀の廢類茲に至つて極めれりといふへし、明治陛下軍人に賜はりたる勅諭には「世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己が本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覚悟せよ」と命せらる、陸海軍刑法同じく現役軍人の政治関與を嚴禁す、國軍の統理につき責を負ふ者昨秋以來の事体を視て恐懼戒心すへきは當然ならずや、然るに驚くべし近時政變の止むへからざるに逢ふや政局に関する軍部の意見なるもの世上に流布す、或は政党内閣制の是非を謂ひ甚だしきは我國經濟機構の建直しを要求す、國家の武器を託せらるるものにして此態度を執る危険之より大なるはなし、部下に之に倣ふ者輩出する怪むに足らず、此意味に於て邦家正に危機に傾せりと云ふへきなり。

二 今回の事、實に痛歎の至りなり、殊に犬養首相其の人とは不肖等多年の交あり、之を悼むの念は何人にも譲らず、唯だ翻つて今日の政党其ものを見れば大に茲に反省改愼を要求すへきものなかるべからず、今日選挙界の紊亂は言語に絶す、衆議院の議事は常に暴力を以て蹂躪せらる政治關係の疑獄は連年休むことなし、國民に約束せられたる政策は曾て実行せられず、國內は失業苦と生活難の巷なれり、國民の失望怨嗟の目標が政党に集るや亦理由なきに非ず、而も是れ某々一党を指していふに非ず、我國の大政黨いづれも俱に非なり、之が改革を熱望するの士にして合法の手段に依らんとするも其効なきを見るや勢の激する處不穩の行動に出づる者を生ず、如斯して一世の風を為さは警察の力も憲兵の力も遂には之を奈何ともする事能はざらん、革命に関する歴史を繙くに多くは斯の経路を踏めり、且つ茲に特に閣下の御注意を喚起したき事あり、今回の事變の原因は國內治安の弛緩に因り起りたるものなり、曩に桜田門外に不祥の大事あり、更に井上氏団男の暗殺あり、國內治安の責にある者警戒を要する此時より急なるはなし、然るに今復た白昼首相の公館に於て首相其人を射殺す、其責何人に在りや責任者の一は必ず内務當局ならん、責任者の二は必ず軍部の當局ならん、此責任者にして更に時局を担当する事あらば世人之を何と見るや、斯の如くならば道義益々地に墜ち民心弥々悪化し、遂に收拾すへからざるに至らん、是れ閣下の御熟慮を煩はすの止むべからざる所以なり。

三 軍部の不紀律と政治家の不謹慎を之を戒愼矯正するの道なきや今日の状勢を以てすれば何人の力もよく此蕩々たる大勢を動すものなし、聖慮を煩す事臣子の分として輕々に考ふへきことに非ず、しかも今や嚴然たる大詔を發せられ以て上下を感動せしめらるるあらば克く時弊を救ふ事を得ん、言ふ迄もなく今日の大詔の出づるには公式令の規定あり、軍令の出づるには亦其式あ

り、各々其の方式を以てせざるべからず、唯だ今回の御下問に対する閣下の奉答の一項として之を内奏せらるるならば、不日必ず之を實現して以て國家匡救の大策たるを得ん、本文固より非礼ならん事を虞る然れども今日の場合止まんとして止む事能はず、辭の備はらざるを咎めず、意の存する處を酌まるるあらば幸之に過くるものなし 敬白

昭和七年五月十九日

衆議院議員 大竹貫一

衆議院議員 清瀬一郎

田川大吉郎

公爵 西園寺公望閣下

(憲政記念館所蔵)

資料 2

田川大吉郎に対する陸軍刑法違反(造言飛語) 被告事件第二審判決(大阪地方裁判所報告)

追て右判決に対し被告人より六月四日上告申立ありたり。

判決

本籍並住居 東京市小石川区小日向台町二丁目二十五番地

著述業 田川大吉郎

明治二年十月二十六日

右ノ者ニ対スル陸軍刑法第九十九條違反被告事件ニ付大阪区裁判所カ昭和十六年一月十五日言渡シタル有罪ノ判決ニ対シ檢事並被告人ヨリ夫々適法ナル控訴ノ申立アリタルヲ以テ当裁判所ハ檢事羽中田金一関与ノ上更ニ審理ヲ遂ゲ判決スルコト左ノ如シ

田川大吉郎の政治思想

主 文

被告人ヲ禁錮四月ニ處ス

但シ本裁判確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

理 由

被告人ハ熱心ナル基督教徒ニシテ数次衆議院議員ニ選出セラレ宗教政治及各種社会運動等ニ関与シ来レル者ナルカ幼少ノ頃ヨリ支那語ヲ学ビ夙ニ日支間ノ問題ニ深キ関心ヲ抱キ支那問題ノ研究ニ従事シ明治二十七年頃既ニ「日清之将来」ト題スル著述ヲ公ニシ日本ハ支那ト戦ヒ而シテ後和スベシ英露ノ勢力ヲ東洋ヨリ驅逐シ東洋ノコトハ東洋人自ラ處理スベシ等論スルト共ニ日清日露ノ兩戰役ニハ通譯官トシテ従軍シ爾來益々支那ニ對スル関心ヲ深メ度々彼地ニ渡リ其ノ視察並研究ヲ怠ラザリシガ今次支那事變勃発スルヤ老齡ヲ厭ハズ昭和十二年以來屢々大陸各地ヲ旅行シ現地ニ於ケル治安狀況民情文化施設並日支人ノ關係等ヲ視察シ以テ多年支那ノ研究ニ志シタル者トシテ又基督教徒トシテノ立場ヨリ今次事變ノ收拾対策ヲ論ジ來リタル者ナルトコト

第一、昭和十五年一月二十三日東京市日本橋区本石町三丁目ニ番地東洋經濟新報社内經濟俱樂部ニ於テ同俱樂部員市河隼一外五十数名ニ對シ「支那ヲ語ル五度」ト題スル講演ヲ為スニ際シ確實ナル根拠ナキニ拘ラズ

(一) 支那事變ノ影響ヲ受ケ北支那ニ於ケル治安及生活狀態ハ逐年惡化シ民情極メテ不安ナルノミナラズ日支兩國國民ハ互ニ相反目シ兩國ノ融和頗ル困難ナル旨解説シ其ノ一例トシテ

「支那デハ日本ノ憲兵隊宣撫班及特務機關(興亜院連絡部)ヲ三醜ト呼び之ニ新民会ヲ加ヘテ四醜ト稱シテ居ルコレ等ノ機關ニ関与スル人ノ中ニハ正シイ者モ幾ラカアルダラウガ支那人カラ見レバ総テガ醜デアロソシテ其ノ機關全体ガ良クナイノダカラ機關其ノモノヲ廢シテ了ヘト極論スル者モアル位ダ自分ハソレニ對シ議論ヲ交換シ自分トシテノ意見ヲ述ベテ置イタ積リデアアルガ支那人間一般ニ三醜又ハ四醜ト言フ言葉ガ流行シテ居ルト言フ事實ニ依ツテモ日支人ノ關係ガ諒解サレルト思フ」

旨述ヘ暗ニ現地ニ於ケル憲兵隊宣撫班興亜院連絡部等ノ行動極メテ醜惡不正ニシテ日支兩國國民ノ融和親善ヲ阻害シ居ルモノナルガ如キ言説ヲ為シ

(二) 汪兆銘ヲ中心トスル新支那中央政府ハ支那國民ノ支持信望ヲ期待シ得ザル旨ヲ説明シ其ノ一理由トシテ支那人ハ汪兆銘ヲ目シテ手腕識見ナク變説漢ナリト為スニ反シ蔣介石ニ對シテハ事變以來益々尊敬信賴ヲ加ヘ正ニ同人ヲ偶像崇拜化セムトスル状

態ナリト断ジ其ノ例証ヲ挙グルニ当タリ

(イ)「支那人ハ今度ノ戦争ニ於テ支那ガ長期抵抗ニ堪ヘルノハ全ク蒋介石ノ偉大ナル力ニ依ルモノデアリ将来ノ局面モ同人ノ力ニ依ツテ有利ニ展開サレルモノト考ヘテ居ル蒋介石ハ最初カラ隴海線京漢線ノ守備線ヲ適時退キ重慶昆明ノ第三線ニ拠ツテ其ノ抗線ヲ続ケ日本軍ヲ深入リサセテ其ノ兵力不足及疲労ヲ待ツト言フ作戰デアッタノダガ現在ノ状況ハ恰度其ノ計画通りニナツテ来タカラ今後ハ愈々有利ナ局面ニ導イテ呉レルモノト彼二期待シテ居ルノデアアル」

(ロ)「日本軍ガ南京ヲ落トシ特ニ南京ヲ荒シタト言フコトハ支那人ノ神経ヲ非常ニ刺激シ日本ニ対シ深イ怨ヲ抱ク様ニナツタ日本軍ハ支那ノ婦女ヲ辱メタ支那ノ家庭ヲ蹂躪シタト言フコトガヨク言ハレテイルガ支那人トシテハ斯様ナ目ニ遭ツタ以上ハ死ニ至ル迄ノ抵抗ヲ続ケネバナラヌト言フ感情ガ一般的トナツタ即チ最早ヤ蒋介石ヤ軍閥ノ戦争デハナイ支那人全体ノ戦ダト考ヘル様ニナツタノデアアル而モ尚蒋介石ニ対シテハ絶対信頼シ和戦共ニ其ノ命令ノ儘ニ従フト申シテ居ル臨時政府ノ或ル大臣ノ話ニ支那ハ蒋介石ノ意志ニ依ツテ和戦孰レトモ決定スルコトガ出来ルガ日本ニ於イテハ天子様ノコトハ姑ク措イテ和戦ノ方針ヲ一言デ決シ得ル者ガナイト言フコトデアッタガ自分モサウ思ツテ居ル」

(ハ)「又支那ニ居ル日本人デサヘモ蒋介石ヲ悪ク言フ者ガ少イ其ノ著シイ例ヲ挙ゲルトドウモ重慶ニハ日本ノ兵隊ガ居ル様デアリ其ノ中ニ蒋介石ニ面会シタ者モアルサウデアアルガソレ等ノ兵隊ガ初メテ蒋介石ノ風来ニ接シ其ノ談話ヲ聴キ又ハ自分達ニ対スル取扱方ヲ見ル其ノ人ニ会ツタ時感激禁ジ難イモノガアッタデアラウソシテ自分達ハコンナ人ヲ敵トシテ戦ツタノカト感極マツテ泣イタト言フコトデアアル斯ウ言フ話ニナルト支那人ハ誇張シテ言フカモ判ラヌガ自分ハ今度北京デソンナ話ヲ聞イタ又重慶政府ノ方々ノ世話ニ依ツテ支那ノ女ガソレ等ノ日本兵ト結婚シテ居ルト言フモ聞イテ居ル其処デ佐様ナ方面佐様ナ噂佐様ナ事実ノ報道ニ依ツテ考ヘルト我々日本人ノ間ニ蒋介石ニ対シテ非常ニ深クナル感シガ生ジテ来ルト言フコトガ出来ルト思フ」

(ニ)「日本ノ新聞ニハ国民党ト共產党トガ相反シ分裂セムトシテ居ル方々ニ衝突ガ起ツテ居ルト言フ噂ガ盛ニ出テ居ル自分ハソレニ付テノ的確實ハ知ナイガ事要勃発前途彼等ガ相敵対シテ居テ關係ヲ考ヘテ見ルト幹部間ニ於テハ兎モ角トシテ下級ノ黨員又ハ軍人ノ間デハ從來ノ怨ガ今尚解ケズニ色々ナ衝突ガ起ルノハアリサウナコトダト思フ之ヲ日本ト比較シテ見タラ直グ判ル日本ハ天子様ノ在シマシ給フ国デアアル統帥権ハ殊ニ鞏固ナ国ト言ハレ国家組織ノ最モ整頓シタ国ト言ハレテ居ル然ルニ海陸軍ノ現状ハドウデアアラウカ陸軍ノ内部關係ハドウデアアルカ我々ハ現ニ色々ナ忌ハシイ噂ヲ聞イテ居ル之ニ較べルト支那ハ天子様モ

在マシ給ハズ統帥権ヤ国家組織モ遙ニ薄弱ナ国デアルカラ軍隊ヤ党派ノ間ニ日本ニ見ルコトノ出来ナイ不愉快不統一ナ或ハ不合理ナ現象ガ現ハレルノハ当然タラウ日本ノ新聞ニハ日本ノコトヲ書イテ居ラスガ第三国ヤ支那ノ新聞ニハ日本ノ内輪ノ關係ガ日本デ支那ノ内訌ヲ評シテ居ル自分トシテハ国民党ト共產党ガ今日ノ程度ニ迄協調ヲ保ツテ来タノハ蒋介石ノ偉大ナ力デアルト思ツテ居ル」旨述ベ現ニ我国ニ敵対シ抗戦ヲ続ケツツアル重慶政府ガ蒋介石ノ卓越セル統帥ノ下ニ統一ヲ保チ支那国民モ亦之ニ絶対支持シテ最終ノ勝利ヲ期待シ居ルニ反シ我国ハ確固タル中心勢力ヲ欠キ国内不統一ニシテ軍部内ニ於イテモ諸種ノ忌ムベキ対立紛争アルモノノ如ク誇張シ或ハ日本軍隊ガ支那民衆ニ対シ姦淫其ノ他ノ暴虐ヲ加ヘタル旨又ハ重慶ニ日本軍ノ俘虜アリテ彼等ハ蒋介石ニ心服シ同人ニ敵対シタルコトヲ悔悟シテ支那婦人ト結婚スル等安住ノ生活ヲ続ケ居ル我等国民ノ士氣ヲ阻喪セシメ支那事變ノ目的貫徹ニ対スル熱意ヲ失ヒ戦ニ倦ムニ至ラシメ延イテ我軍ノ事變遂行上ノ諸行動ニ障礙ヲ来スベキ虞アル言説ヲ為シ

第二、昭和十五年二月十五日大阪市北区堂島濱通堂島ビルディング内関西経済倶楽部ニ於テ同倶楽部員吉武顯外百数十名ニ対シ「又支那ヨリ帰りテ」ト題スル講演ヲ為スニ際シ確実ナル根拠ナキニ拘ラズ前記第一ノ（一）記載ノ事実ト同趣旨ノ言説ヲ為シ

第三、昭和十五年五月三十一日東京市所在ノ前記経済倶楽部ニ於テ同倶楽部員西村徳左衛門外七十数名ニ対シ「支那ヲ語ル六度」ト題スル講演ヲ為スニ際シ確実ナル根拠ナキニ拘ラズ

（一）日本軍ノ共產軍討伐ニ関連シ今次支那事變ノ推移ニ関スル予想ヲ開陳スルニ当リ「従来第三国人ハ日本軍ガ聽テハ反撃サレ退陣スルニ至ルデアラウト申シテ居タ現在ニ於テハ其ノ觀察ノ仕方ガ稍變ツタガ十分變ツタトハ言ヘヌ元來彼等ハ支那軍ノ反撃ニ付蒋介石ノ正規軍ヨリ寧ロ共產軍二期待ヲ懸ケテ居タト思フ其ノ共產軍ニ対シ最近日本軍ガ山西方面デ反撃ヲ加ヘテ居ルノデアツテ新聞ニ依レバ之ヲ殲滅シタコトニナツテ居ルガ支那ヤ第三国ノ新聞デハソレト反対ニ支那軍ノ大勝利ヲ大々的ニ報道シ支那軍ガ日本軍ヲ包囲シテ二万又ハ一万余千ノ損害ヲ与ヘタト書イテ居ル從ツテ日本ノ新聞記事ニアル大殲滅ト言フコトニハ頗ル疑問ガアル其ノ後現ハレル報道デハモット小サナ何百カノ捕虜多クテ千カ二千ノ捕虜又ハ死傷ノ程度ダト言ハレテ居ル自分トシテ山西方面ノ共產軍ハ今度モ亦巧ニ逃ケ終セ其ノ大殲滅ト言フ目的ハ達シ得ナカッタノデハナイカト思ツテ居ル併シ孰レニシテモコレ等ノ戦争ノ結果カラ見テ支那軍ガ反撃スルダラウト言フ第三国人ノ期待ハ薄ライデ来タ即チ其ノ点ニ関スル限り彼等ノ觀察ガ變ツタ譯ダガ而モ尚日本ノ持久力ニ疑ヲ持ツテ居ルノデ事變ガ長引クニ從ヒ支那側ガ段々有利ニ転ジツツアルトノ觀察ヲ為シテ居ル」旨述ベ日本軍ノ今次共產軍討伐亦所期ノ戦果ヲ収メ得ザリシノミナラズ事變長期ニ互ルトキハ全戦局モ漸次不利ニ

陥ルノ危険アル旨暗示シ聴衆ヲシテ皇軍ニ対スル信頼ノ念ヲ動揺セシムルガ如キ虞アル言説ヲ為シ

(二) 日支兩國国民ノ融和親善ト事変收拾ノ關係ニ付論及シ今次事變ノ目的ハ單ナル武力戰ノ勝利ニ非ズシテ支那人心ノ收攬コソ更ニ重要ナル問題ナルニ拘ラズ未ダ其ノ目的ヲ達成スヘキ端緒タニ捕捉シ得ザル現状ナリト斷ジタル後ニニューヨークタイムズ記者アーベンノ評論ヲ利用シ

「アーベンハ言フ日本ガ軍事上ノ勝利ヲ制スルコトハ確實タガ其ノ反面日本ニハ政治上ノ天才ガナイカラ軍事上得タル勝利ノ結果ヲ有効ニ收拾シ得ザルコトモ亦確實デアアル其ノ实例ハ台湾朝鮮滿州國ニ対スル日本ノ政治デアッテ今ダニソレ等ノ土地ノ人心ヲ得テ居ナイ今度日本ガ支那ニ進出セムトスル大目的ヲ達シ得ナイ最大ノ理由ハ兵力ノ不足ヤ金ノ不足ニ非ズシテ日本人ガ支那人ニ誇示スル人種的優越感デアリ其ノ露骨ナ自尊自大振デアアル其ノ極メテ明白ナ事例ハ蘇州河ガデン・ブリッジノ日本監視兵ガ其処ニハ日本兵ト英國兵ガ列ンデ通行人ヲ監視シテ居ルソシテ通行人ハ英國兵ノ前デハ脱帽モ敬礼モセズ煙草ヲ喫ツタ儘サツサト通ルガ日本兵ノ前デハ必ズ脱帽シ敬礼スル決シテ煙草ヲ喫ツテ通ラス若シソソナコトラスレバ咎ラレル叱ラレル通行ガ許サレナイノミナラズ場合ニ依ツテハ生命ニ関スル大事ガ起ル幾度カ其処デ命ヲ失ツタ者ガアル踏ンダリ蹴ツタリサレタ者ガアルアーベンハ其ノ近クノアバートメントニ居住シ毎日幾十回トナク其ノ橋ヲ往復スルノデソレ等ノ出来事ヲ詳細ニ目撃シ一々知ツテ居ルノデアアルガソレニ付テ彼ハ更ニ言フガデン・ブリッジハ日本ノ立派ナ広告塔デアアル若シ日本ガ其処デ政治的才幹ニ富ム事例ヲ示セバ第三國人ノミナラズ支那人ニモ安心ヲ与ヘ支那人ヲ懐柔スルコトガ出来ルノダガ實際ノ事實ハ其ノ逆ニナツテガデン・ブリッジノ監視兵アルコトニ依ツテ支那人及第三國人ノ人心ヲ失ヒツツアル之ガ日本ノ雛形デアアル限り日本ト支那ノ親善融和ハ永久ニ不可能デアラウ日本人ハ元來礼儀正シイ人種ダガ一旦制服ヲ着ケルト陸海軍ノ兵隊デモ巡査デモ税官吏デモ全ク打ツテ變ツタ人間ニナリ大層威張ルソシテ第三國人ヤ支那人ハ其ノ制服ヲ着タ人々ノ前ニ御辭儀ヲサセラレル英國兵ノ前デ平然トシテ通ル人達モ日本兵ノ前ニ御辭儀ヲサセラレルソシテ度ヲ失フ様ナコトニナリ屢々大キナ間違ガ起ルト申シテ居ル」

旨述ベアーベンノ著書中ノ上海共同租界蘇州河橋ニ於ケル日本軍監視兵ガ倨傲ニシテ通行人ニ脱帽敬礼ヲ強要シソレニ応ゼラる者アレバ之ニ暴行陵虐ヲ加ヘ殺害シタルコト屢々ニシテコレガ為ニ支那人ノ人心ヲ失ヒ日支人間ノ融和ヲ妨ゲ居ル現状ナルガ如クニ事實ヲ誇張シ日本ガ其ノ戰勝ノ効果ヲ収ムルコト期シ難キ旨諷刺シタル記述ヲ其ノ儘告ゲテ聴衆ヲシテ皇軍ノ軍紀ノ嚴肅ナルコトニ疑ヲ抱カシメ其ノ皇軍ニ対スル信頼尊敬ノ念ヲ動揺セシムル虞アル言説ヲ為シ

第四、昭和十五年六月十七日名古屋市中区栄町日本徴兵館内中部経済倶楽部ニ於テ同倶楽部員岩佐義徳外百余名ニ対シ「支那ヨリ帰りテ」ト題スル講演ヲ為スニ際シ確實ナル根拠ナキニ拘ラズ前記第三ノ(一)記載事実ト同趣旨ノ言説ヲ為シ

第五、昭和十五年六月十九日大阪市所在ノ前記関西経済倶楽部ニ於テ同倶楽部員井上潔外百余名ニ対シ「又支那ヨリ帰りテ」ト題スル講演ヲ為スニ際シ確實ナル根拠ナキニ拘ラズ

(一) 前記第三ノ(一)記載事実ト同趣旨ノ言説ヲ為シ

(二) 日本人ノ融和問題ニ付前記アーベンの論評ヲ引用シ

「アーベンは日本人ヲ批評シテ只ノ平民ハ大層親切タガ一旦制服ヲ着ケルト陸海軍ノ兵隊デモ巡查デモ税官吏デモ普通ノ親切ナク日本人トハ變ツテ別人ニナル特ニ支那ニ來テ居ル日本人ニハ支那人ヲ見縊ルトコロノ傾向ガアル現在日本人ハ支那人ニ向ツテ協力ヲ求メルト言ツテ居ルガソレハ同等ノ位置ニ立ツテ協力シヨウト言フノデハナク恰モ下男下女ヲ雇込シテ其ノ下男下女ヲ家ノ為ニ協カセシムルト言フ意味合ノ感ガアルソレ故ニ支那人ガ日本人ニ心服シ兼ネルノデアルト申シテ居ル

今度ノ戦争ハ支那人ト親和提携スルノガ目的ナノダカラ余程相戒メ反省シナケレバナラヌ我々ガ勝誇ツテ支那人ヲ見縊リ支那人ニ対シテナラ乱暴狼藉勝手次第ト言フ傾ガアルト言ハレテ居ルガ其ノコトヲ考ヘテ置カヌト戦後ニ於テ彼等ト親和提携シヨウト言フ戦争ノ目的ヲ達スルコトガ出来ナクナル」

旨述ベアーベンの所論ヲ肯定シテ暗ニ日本軍隊ハ暴戻ニシテ日支兩國国民ノ融和ヲ阻害シ戦勝ノ効果ヲ没却シ居ルモノナルガ如キ言説ヲ為シ

(三) 当時我国ガ汪兆銘政府トノ間ニ折衝シツツアリシ条約問題ニ関シ

「曩ニ汪兆銘ト日本政府トノ間ニ成立シタ協約案ニ高宗武等ガ反対シテ汪ノ下ヲ逃出シ其ノ協約案ヲ發表シタ時汪ヤ日本政府ハソレヲデマダト否定シタガ議會ノ秘密会テ示サレタ協約案ハ高宗武等ノ發表シタルモノト殆ト同様デアル從ツテ今度阿部大使カ高宗武等ノ發表シタルモノト略同様ノ協約案ヲ基礎トシテ条約ヲ結ンダトシテモ支那人ガ之ニ承服セヌコトハ明カデアル汪モ其ノ事カ判ツテ居ルノデ更ニ日本ノ讓歩ヲ要求スルノデハアルマイカ其ノ為カ阿部大使ハ汪ト交渉ヲ始メル前ニ先ツ政府ノ訓令ヲ請ハレタソレニ付テ日本ノ内部デモ相当真剣ニ議論サレタモノト推測スルガソレニ関連シテ影佐少将ヤ興亞院鈴木部長ガ辞表ヲ出シタ由デアル」

旨述へ我国カ汪兆銘政府トノ間ニ締結セムトスル條約ニ付テハ政府又ハ軍部内テ意見ノ対立アルノミナラス汪兆銘政府ノ内情並
蔣介石政府トノ關係等ニ鑑ミ汪政權ヲ通ジテ今次事變ノ收拾セムトスル我國策ハ其ノ成功頗ル困難ナル旨ヲ暗示スルカ如キ言説
ヲ為シ

以テ孰レモ今次支那事變ニ際シ軍事ニ関シ造言飛語ヲ為シタルモノニシテ右ハ犯意繼續ニ係ルモノトス

(証拠説明省略)

犯意繼續ノ點ハ被告人カ短期間内ニ同種行為ヲ反復累行シタル事績ニ徴シ明白ナリ

然ラハ判示史実ハ其ノ証明十分ナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ陸軍刑法第九十九条刑法第五十五条ニ該当スルヲ以テ所定期刑範圍内ニ於テ被告人ヲ禁固四月
ニ処シ被告人カ當時衆議院議員ニシテ社会的ニ相当重セラルヘキ地位ニ在リ其ノ言説ハ一般世人ニ影響スルトコト甚大ナルヲ以
テ須ク慎重ヲスヘカリシニ拘ラス敢テ本件犯行ニ出テタルハ固ヨリ不謹慎ノ誇ヲ免レスト雖モ本件ハ判示冒頭説示ノ如ク多年
支那問題ヲ研究シ所謂支那通ナル被告人カ若シ日本人ニ於テ徒ニ優越感ヲ抱キテ支那民衆ニ臨ムコトアラムカ遂ニ其ノ反感ヲ買
ヒ事變收拾ヲ困難ナラシムルノ虞アルヘキヲ慮リ其ノ旨警告スルト共ニ他面我國民ニ重慶政府ノ抗戦力ノ輕視スヘカラサル所以
ヲ戒メ以テ長期戦ニ慮スルノ覚悟ヲ強固ナラシメムトノ意志ニ出デタルモノト認ムヘク其ノ動機ニ於テ大イニ酌ムヘキモノアル
ノミナラス被告人ハ年齢既ニ古稀ヲ過キ居リ且爾今大イニ言語ヲ慎ムヘキ旨誓ヒ居ルヲ以テ強テ実刑ヲ科スルノ要ナカルヘク刑
法第二十五条ニ則リ本裁判確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘキモノトス

尚被告人並弁護人等ハ本件演述ノ内容ハ孰レモ相当ノ根拠アリ事實無根ノコトヲ述ヘタルモノニアラス又本件諸講演ハ孰レモ被
告人カ憂國ノ至情ニ基キ我國民ニ事実ノ真相ヲ告知シ以テ長期戦ニ対スル覚悟ヲ促シ且今後日支親善ノ為妨トナルヘキ行動ナカ
ラシメムコトヲ警告スル目的ヲ以テ為サレタルモノナルノミナラス其ノ聴衆カ限ラレタル有識者ナル點ニ鑑ミルトキハ何等軍事
上有書ナルモノトハ認メ難キヲ以テ本件ハ造言飛語罪ヲ構成スヘキモノニアラサル旨主張スレトモ陸軍刑法第九十九条ニ所謂戦
時又ハ事變ニ際シ軍事ニ関シ造言飛語ヲ為ストハ戦時又ハ事變ニ際シ軍事ノ軍令タルト軍政タルトヲ問ハス苟モ軍事ニ関シ虚構ノ
事實ヲ捏造シ或ハ根拠ナキ風説ヲ人ニ伝ヘ又ハ實在ノ事實ヲ誇張スル等因テ以テ人心ヲ惑乱シ又ハ士氣ヲ沮喪シ若ハ皇軍ニ対ス
ル國民ノ信頼ヲ失墜セシムル等吾人ノ常識ニ訴ヘ軍事上有害ト認ラルル言辞ヲ弄スル一切ノ場合ヲ包含スルモノニシテ其ノ確実

ナル根拠ナキ風説ヲ告知スル場合ニ在リテハ告知者ニ於テ其ノ事項カ単ナル風説ニ依拠シ確實ナル根拠ヲ有セサルモノナルコトノ認識タニアレハ足り必スシモ無根ノ事實ナリトノ認識ヲ要セサルモノト解スルヲ相当トスルト共ニ造言ノ一部カ伝聞ニ係リ或ハ其ノ一部ノ外国人ノ所論ヲ紹介スルニ止リ自己ノ説ニアラサル場合ト雖モ本罪ノ成立ニ消長ナキヲ以テ本件ニ付テハ未タ確實ナル根拠アリトハ做シ難シ又刑罰法規ニ所謂罪ヲ犯ス意トハ犯罪事實ノ認識又ハ其ノ予見ニシテ充タサルヲ以テ足り動機ノ如何ハ犯意ノ有無ニ影響ナキモノナレハ仮令被告人ノ本件諸講演ヲ為シタル動機カ所論ノ如ク熱烈ナル愛国心ニ基クモノナリトスルモ前記ノ如ク科刑上斟酌スヘキハ格別未タ以テ造言飛語罪ノ成立ヲ阻却スルノ事由ト為スニ足ラス而シテ造言飛語力成立スルカ為ニハ其ノ告知セラルル相手方ノ如キハ敢テ不定多數人タルコトヲ必要トセス特定ノ一人若クハ數人ナルヲ妨ケサルノミナラス其ノ言辞カ高等ノ教育ヲ受タル当代ノ識者ニ対シテ為サレタル場合ニ於テモ將又不定多數人ニ伝播流布スル虞ナキ場所ニ於テ為サレタル場合ニ於テモ同罪ノ成立ニ支障ナキヲ以テ本件講演ノ聴衆カ限ラレタル有識者ナレハトテ被告人ノ罪責ニ何等ノ影響ナシト謂ハラスヘカラス以上ノ如キ理由ナルヲ以テ被告人並弁護人ノ右主張ハ孰モ之ヲ排斥ス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十七年六月三日

大阪地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 村松健三九

判事 村本一男

判事 龍岡資久

〔思想月報〕、第九八号、昭和一七年九月一〇日